

議 議 議 議 議 町		去る１２月５日午前９時、議会運営委員会を開催いたしました。 本日をもって招集されました平成30年第４回厚沢部町議会定例会の議会運営につきましては、議事日程によることとし、会期については、本日から１２月12日までの２日間とすることに決定しましたので、報告します。 次に、一般質問については、３名の通告がありました。 提出案件の審議については、質問者、答弁者とも簡潔明瞭な質疑、答弁に心がけ、円滑な議会運営が行われますよう御協力をお願いし、委員長報告といたします。
	長	お諮りします。本定例会の議会運営については、委員長報告のとおりとし、会期は本日から１２月１２日までの２日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なし声あり）
	長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日から１２月１２日までの２日間と決定しました。
	長	提出案件は、補正予算案５件、条例の制定及び一部改正案５件、協定の変更案１件、報告１件、議員の派遣について１件の計１３件であります。
	長	町長から提案理由の説明について発言を求められておりますので、これを許します。
	長 長 長	町長 平成３０年第４回厚沢部町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶と提案理由を申し上げます。 本日、９時に町長室におきまして、小林檜山振興局長から中山俊勝議員に対し、町議会議員として平成３年５月から２７年余にわたり、地方自治の発展に尽力された功績が認められ、北海道社会貢献賞の伝達がありました。自治功労者として長年の御労苦に対しまして、深く敬意を表す

るとともに、心よりお祝いを申し上げます。

さて、早いもので、今年も残すところ、あと２０日となりました。今年は、近年まれに見る豪雪、台風、地震によって全国各地で自然災害に見舞われた年でありました。特に、北海道では、９月６日未明に起きた胆振東部地震が記憶に新しいところであります。厚真町では、揺れの階級が最も高い震度７を観測しました。本町は震度３を記録しましたがけれども、幸いにも揺れによる直接的な被害はなかったものの、直後のブラットアウトに見舞われました。下地区では２１時間後に復旧しましたが、鶉、館地区は翌日の午後１０時半ごろまで停電となったところであります。この影響で、町内での営業被害が発生し、２，０００万円ほどの被害報告がありました。北海道と本州をつなぐ北本連携線の増強など、再発防止に向けた速やかな対策が講じられることを望むものであります。

先ごろ、今年度の国の一般会計税収が景気の回復や賃上げが追い風となり、過去最高を記録したバブル末期の１９９０年度決算に並ぶ６０兆円規模の見通しであるとの報道がありました。政府は、来年１０月の消費税１０パーセントへの引き上げに伴う景気対策として、食料品等を対象とする軽減税率や幼児教育・保育の無償化などの恒久措置とキャッシュレスで買い物をした場合のポイント還元などの暫定措置を組み合わせる原案をまとめたところであります。オリンピック開催前までの９カ月間、中小小売店でキャッシュレス決済による購入の場合に、５パーセントのポイント還元を検討しております。

また、低所得者や２歳児未満の子がいる家庭に対して、プレミアム商品券を発行することや、再来年以降はマイナンバーカード取得者に買い物ポイントを加算することも検討しているところであり、増税後の景気の腰折れを防ぐための政策を総動員するとしております。来年度は消費税

増税により、税収がさらに上積みされるものと考えられますが、歳出では景気対策や社会保障費が増額となる見込みで、国の財政難は続くものと推察するところであります。

また、米中の貿易摩擦による産業界への影響も懸念されるところであります。いずれにいたしましても、膨らむ社会保障費を賄うとする本来の増税が対策費の増大によって財源が縮小され、財政の持続性から遠のくことのないよう、政府の対応を注視しております。

さて、新幹線開業ブームの陰りを受け、道南の主要観光施設の利用客が軒並み減っている中で、本町の道の駅の利用者数は、１１月末時点で８万６，０００人に達し、販売額も１０月に昨年より２週間早く１億円を超えました。地元農家が持ち寄る新鮮な野菜などの販売が順調であり、道南屈指の道の駅であると自負しております。しかしながら、駐車場が狭いことや、トイレの老朽化などもあり、物販も含めたこれらの再編整備により、さらなる利用者や販売の増加が期待され、数年にわたって道の駅の拡充を進めてまいりたいと、このように考えているところであります。

次に、本定例会に提案いたします案件は、補正予算案５件、条例の一部改正案３件、条例の制定案２件、協定の一部変更案１件の計１１件であります。

なお、補正予算案は、各会計とも人事院勧告を考慮した給料及び手当等の補正を提案しております。

議案第１号の平成３０年度厚沢部町一般会計補正予算につきましては、９，４１０万３，０００円を追加し、予算の総額を４９億２，０４９万１，０００円とするものであります。事務事業の確定と今後の所要見込額を勘案し、各項目の増減調整を図っております。

また、来年度予定の元号改正に伴う各担当部署システムの改修委託料を計上しております。

主なるものは、総務費では、道の駅駐車場整備に係る町道敷地用土地購入費、公共施設整備基金及びふるさとづくり基金寄附積立金、ふるさと納税業務委託料、農林水産業費では、後継就農奨励金、土木費では、城北橋橋梁長寿命化工事の補助予算配分による減額、教育費では、各小・中学校光熱水費、厚沢部小学校３階天井の張りかえ修繕料であります。公債費では、長期借入金元利償還金であります。

議案第２号の平成３０年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、１４６万５，０００円を追加し、予算の総額を５億８，１５５万３，０００円とするもので、国保税還付金、高額療養費共同事業負担金の過年度精算返還金であります。

議案第３号の平成３０年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、保険事業勘定について１９万９，０００円を減額し、予算の総額を６億３，８２９万円とするもので、職員の人件費等であります。

議案第４号の平成３０年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、５万３，０００円を追加し、予算の総額を４億１，６０５万４，０００円とするもので、簡易水道事業債元利償還金であります。

議案第５号の平成３０年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、６万９，０００円を追加し、予算の総額を２億１，３７０万４，０００円とするもので、本町の急傾斜地工事に伴うマンホールポンプ制御盤柱支線移設工事費及び農業集落排水事業債元利償還金であります。

議案第６号の厚沢部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第７号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議 議 議 議 中 山 議 員	の制定につきましては、人事院勧告に基づき職員の手当を改正しようとするに伴い、一部改正するものであります。 議案第8号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に基づき、職員の給料及び手当の一部を改正しようとするものであります。 議案第9号の厚沢部町認定こども園条例及び議案第10号の厚沢部町子ども発達支援センター条例の制定につきましては、来年4月からの認定こども園と子ども発達支援センターの開設に伴い、それぞれ条例を制定しようとするものであります。 議案第11号の定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結につきましては、来年度から5カ年の第2次南北海道定住自立圏共生ビジョン策定に伴い、函館市との協定内容の一部変更が必要なため、厚沢部町定住自立圏形成協定の議決に関する条例に基づき、議会の議決を求めるものであります。 以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。 詳細につきましては、副町長、関係課長に説明に当たらせてしますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。 日程第5 3名から一般質問の通告がありましたので、発言を許可します。 発言の順序は受付順とします。 それでは、最初に、1番、中山俊勝議員 1番、中山議員 議長の許可を得ましたので、2点について一般質問をしたいと思います。 1点目につきましては、国道227号線の改良工事の工事と管理運営についてでございます。
---	--

議 町	新幹線開業後、檜山への大切な国道として重要視される国道について質問したいと思います。 1 点目につきましては、現況予定、または実施されている改良工事を教えていただきたいと思います。 2 点目につきましては、将来に向かっての工事展望はどのようになっているのかお知らせ願いたいと思います。 3 点目につきましては、国道の交通どめが発生した場合、その発生時の町民への告知方法を考えているかどうか教えていただきたいと思います。 町長 中山議員から、国道 2 2 7 号線の改良工事と管理運営についての質問であります。 1 点目の現況予定、または実施されている改良工事を教えていただきたいという質問であります。今年度の事業内容として、新中山トンネルの厚沢部町側入り口ののり面工事、あわせてトンネル経路の地質調査、環境調査を実施しております。 また、木間内除雪ステーション車庫部分と外構排水工事が今進められておりまして、来年度完成予定とのこととあります。完成後は、事務所トイレの一般開放を予定しておるということでございます。 なお、北斗市側の峠二股の登坂車線工事は、盛り土を確保しながら改良工事を進める予定となっております。 2 点目の将来に向かっての工事展望はどのようというふうな質問であります。現在、高規格幹線道路、木古内・江差間を江差町側から工事着手すべく、平成 2 7 年度に設立されました整備促進協議会において、要請活動中とあります。事業着手となりますと、国道 2 2 7 号線との接
----------------	---

議 長 中山 議員 議 長 総務政策課長	続改良が伴ってくるものと考えられるところであります。 それと、３点目の国道の通行どめが発生した場合、その発生時の町民への告知方法を考えていますかというふうな質問でありますけれども、道路管理者である北海道開発局では、一般住民へテレビ、ラジオや道路情報板での周知を行っております。また、各市町村へはファクスで情報伝達され、総務政策課及び建設水道課、各担当係へ電話にて連絡することとなっております。本町も北海道開発局からの通報を受けて、町のホームページでお知らせをしております。 なお、北海道開発局では、携帯電話への通行どめ情報を電子メールでお知らせするサービスを行っておりまして、登録方法も含め、住民に活用されるよう周知したいと、このようにも考えております。 １番、中山議員 ちょっと１点目の今の答弁得た中で、私は新中山トンネルの今年の現況、工事現況を見た中で、ほとんど進んでいないんでないかなというふうな感じをして見えています。この進捗率というのは、今どの程度で何年度を完成予定にしているのか。何か今年は本当にほとんどやっていないと同じような、ここに説明ありますけれども、そんな感じして受けているんですけれども、進捗率と何年度完成を目指しているのか。それについて答弁、もう一度お願いしたいと思います。 総務政策課長 平成２５年に着手されまして現在５年目でございますが、たしか着手するときの段階では、総事業費がたしか６１億円程度ということで聞いておりましたが、毎年どの辺までということで予算の関係もありますけれども、開発局のほうでは、いつまでという回答はちょっとできないというような情報を聞いております。まだ本工のほうには入っておりませんが、予算のつき次第で
--	--

議長 中山議員	は来年度以降トンネルのほうに入っていけるのかなという今の状況でございます。 1 番、中山議員 そうすると、今、進捗率を聞いたんですけれども、進捗率については答弁なかったんですけれども、大体どのくらい、今 6 1 億円という総額の予算の中で、今年度はどのくらいについて工事されたのか。それについて、もう一度説明していただきたいと。
議長 総務政策課長	総務政策課長 地質、それから環境調査も含めまして、全体で 1 億 7, 5 0 0 万円と聞いてございます。
議長 中山議員	1 番、中山議員 ということは、今 1 億円、6 1 億円までというと、かなしの、まだまだいつのものかわからないというようなことでございますけれども、何か一説によると、自民党政権の中で、道南は、その名前を出したらちょっとまずいんですけれども、そういうふうな経過もあってのその予算の配分がなかったというような話もちろほら聞こえてくるんですけれども、そこまでは今、町長は答えられないと思いますけれども、どっちにしても、やはり早急な工事が必要でないかなと思うんですけれども、せっかく予定されているものがいつになるかわからないよというような状況の中では、私は大変残念だなと思うんですけれども、ちょっとその辺、これからの要望の中ではどう振興しようとしているのか。
議長 副町長	副町長 私も全く同感であります。 それで、2 5 年に着手ということでありましたが、この着手に至るにも、何年もかかってやっと着手できたということでございます。その際に、事業費のほうはちょっと 6 1 億円といったよ

議長 中山議員	うでございますが、開発の偉い人さんから聞きますと、とにかく最初目に見える、事業着手といっても目に見える形ではなかなか進まないんだという話を聞いております。というのは、いろいろな今の時代でございますので、環境調査等、それと国有林の下を掘るわけで、その調査だけでも1年以上かかるというふうに聞いておりました。ですから、かなり時間はかかるんだろうなと、調査だけでは3年から4年かかるんだろうなという話は当初から聞いておりました。 ただ、掘り始めたら割とあっという間に行くんだと、トンネルというのはそういうものなんだというふうに聞いております。25年ですから、三、四年というと、28年から9年ということでございます。今年は30年ということで、春に開発の部長さんが来たときに、そういう話などで、最初の入り口だけでも何とか形、いわゆる掘る機械を持ってきて、できないものかなという話をしたところ、予算に関連することなんですけれども、うまくいけば、そこら辺まで行くのかなという話でございましたが、中山議員おっしゃるとおり、今のところは掘る手前のところでストップしているという状況でございます。あそこまでできますと、いよいよ掘るしかないというふうに思っていますので、来年以降については、掘り出したら早いという言葉信じて陳情等要請活動を進めてまいりたいというふうに考えております。 1番、中山議員 それと関連あるんですけれども、今回、木間内の除雪センター、今早急に工事が進んでいます。この工事終わると、何かここにも書いてあるんですけれども、完成後は事務所のトイレが一時開放されますということで、長万部にある、同じようなステーションあるんですけれども、多分されと同様かなと思うんですけれども、その辺のトイレの利用時間とか、そういうのも決まっているのか。
--------------------	---

議 長 総務政策課長	それと、ちょっと心配するのは、このトイレを利用することによって、あそこは大型バス幾らでもとまれます。そうすると、うちの道の駅でとまらなくてもいいような状況になってくるのではないかなと。そうすると、大変道の駅にも影響を及ぼすんでないかなと思うんですけども、その辺はどのように考えていますか。 総務政策課長
議 長 副 町 長	今の段階で聞いているのは、一般開放につきましては、施設の管理上、24時間という形でなくて、時間制限を設けて一般開放したいという話を聞いておりますので、その辺、時間外については、道の駅なりを活用していただくということになろうかなと思います。 副町長 道の駅の影響ということでございますが、ドライバーの心理としては、ただトイレへ行くと、行きたいというときと、やはり楽しみながら、休憩しながらどこかに寄ってトイレもという、この2つのパターンあるんだろうかなと思います。今までのうちに来ている、道の駅の利用者の方の感想等、アンケート等聞きますと、新鮮な野菜なりが割安に提供されているということを聞いて寄ってくれる方がほとんどだと思いますので、多少はトイレだけという人、急ぎの方であれば、そちらで終わるという人もいると思いますが、その辺の影響というのはさほど心配ないのかなというふうに考えております。
議 長 中 山 議 員	1番、中山議員 それと、その次に答弁している北斗市側のほうの峠二股の登坂車線の工事ですけども、これは昔のダムあったところの、あの上のほうというふうに捉えてよろしいのか、場所的にちょっとわからないんですけども、それをもうちょっと詳しく、そして、この工事がどのように先へ進

議 町 議	長 長 長 んでいくのかなというふうに、もしわかりましたら詳しく説明していただきたいと。 町長 私のほうで聞いている範囲であります、まず、1点目のステーション、先ほど中山議員からありました除雪ステーションのトイレ、数多くつくるものでありません、緊急性のトイレということで理解してもらえばいいと思います。町も当然勤務時間中の開放ということでございますから、うちのほうの道の駅のトイレにそう影響を及ぼすものではないというふうにも考えております。 それから、今言われた北斗市側の峠二股の登坂車線工事であります。御案内のように、今登坂車線を計画しているライン、確かに、今、中山議員言われるように、昔のダムから峠があるトンネル寄りということの計画で、今既に拡幅の工事が一昨年からのものが入っております。今現在、あそこには水力発電等のパイプが入っている関係上、そのパイプの移設が去年、おととしとやられた、一部のりをつくりかえたと、こういうふうな工事の団結、あそこに登坂用で3車線用の拡幅を計画していると、こういうことでございますから、追い越しラインということで、今現段階では御案内のように厚沢部の農業センターから貨物車が出ますと、2台、3台つながりますと、救急車も追い越せないという、こういう227号線になっていますから、そういうことも踏まえて、その追い越しラインを整備すると、こういうふうな開発の考え方であります。そんなことで、我々も早い機会に、この追い越しラインができますと、当然それに現在進めているトンネルもおくれるという話になりませんから、それにあわせた動きになると、こういうふうに考えております。 1番、中山議員
--	---

中山議員	私たち期待するのは、今町長言ったように、早急な、そういう救急車が追い越しできるような状況というのは理想だと思います。そういう中で、２点目に、将来に向かっての工事展望を聞いたんですけれども、これによると、高規格幹線道路、この江差町側からの着工というようなことなんですけれども、これを聞いたときに、果たしていつの時代になるのかなというふうに受けているんですけれども、これは今回の議会の中でも審議される函館圏になっている第２次北海道の定住自立圏の共生ビジョンの中でも、整備促進協議会というのはあるんですけれども、檜山のほうにも町長、たしか桧山期成会があって、町長、議長も一緒に国道２２７号線については、過去からいろいろと要望してきたんですけれども、その中での２２７号線の工事展望というのは、どの箇所をどう改良してほしいというふうな、将来的にはどのように考えているのかお聞きしたいと思います。
議町	町長 近く幹線道路の計画は非常に現段階では、今、当初計画としては、木古内町から江差町まで、現道の道道現道を改良してくるというふうな、こういう計画であります。高規格に変えるという、現道を利用するという、こういう計画でありますけれども、御承知のように、調査の段階で、今、木古内町の幸連地区で遺跡が出てしまいました。この遺跡調査の関係がございますから、遺跡の完全なる、どういうふうにして避けるか、地下を掘るだとかと、そういう計画の見直しが今始まっております。したがって、この調査も２年間、調査自体が延長になりました。それから、さらなる調査が始まるということですから、今、議員が言われるように、簡単な年度ではないんだと。そういうことからであれば、高規格道路にする、逆からやれと、２２７号線と２２９号線のドッキングの場所から高規格道路を進めようと、こういうふうな我々今要望している

中山議員	ところであります。遺跡も関係なく、江差町、上ノ国町を抜けて木古内町までと、こういうのの取りかかり要素の、こちらから進めてほしいというふうな今要望をしているところであります。開発局のほうもいろいろとそういう中で、かなり難しさがあるという話でありますけれども、いずれにしても、別にこなくとも、こっちからやってもらったって、事業自体は何ら問題ある話ではない。こちらのほうで期成会ができて、きちっと運動を展開しておるわけですから、そういう説明をこれからも強く進めていくと、こういう考え方です。 1 番、中山議員 一番いいのは、こっち側からどんどん進めていけばいいんでないかなと思います。その中で、やはり町長も前に答弁したことあるんですけども、駒ヶ岳の噴火ということで新幹線までが檜山のほうを通っていくというようなことで避けていると。もし、そのようになったときには、国道 5 号線の走らなくなれば、一時あったんですけども、災害で、227 号線を通らなければ駄目だと。そうなったときの混雑ぶりというのは大変なことだったんで、今の 1 車線でなくて、あの登坂車線みたいに、2 車線の部分をふやすというような計画は将来ないのかどうか。 やはりトンネルが先なのかなと思うんですけども、そういう将来展望というのはどのように檜山期成会のほうで持っているのか、お知らせ願いたいなと。
町長	町長 檜山期成会につきましては、今申し上げた 227 号線の改良関係は、早急なものから当然お願いするというふうになるわけでありまして。厚沢部町にかかわるものは、本町の急傾斜地、町の中の。それと今の中山防災トンネル、これらにつきましては、現状のトンネルよりも延長が延びます。したがって、当然工事、ただ、問題は工事そのものは、掘削が始まれば、私聞いている中

議長 中山議員	では２年から３年で完全にできてしまうんだと、こういう話を聞いております。その取りかかる以前の調査というものが、自然保護だとか、土質だとか、いろいろな調査があるわけで、全部クリアした後で事業着手と、こういうふうになるわけでありますから、この事前の調査が今もっばら２年、３年かかっている。さらに、また新しい年度も迂回、裏側から来る調査も進められると、こういうことであります。工事自体は短期間でできるというふうな要請に対しての答えであります。 ただ、今、私どもも御案内のように、厚沢部は積雪の多い場所であります。したがって、中山防災トンネルができて、その両サイドに豪雪体制のそういう施設を確保してほしいと、さらなる追加要請をしておりますので、完成まではまだ若干かかるだろうというふうな思いであります。 １番、中山議員 やはり幹線道路ですので、何としても早目に工事を着工していただいて、いい国道２２７号線にしていきたいというふうに思います。 ３点目の国道の交通どめの発生した場合の対処なんですけれども、ここにいろいろと答弁ありますけれども、この冬の大雪のときに２回ほど通行どめになったという場合には、ほとんどが町民みずからに、やはり個々に知らせるような方法というのは、今のところ、やっぱり最後に答弁ある住民に対する携帯電話へのメールと、これが一番いいんでないかなというふうな感じを受けています。何か札幌厚沢部会に行ったときも、ちょうど札幌が大雨で、電子メールが大変多く、何回も市民の方に配信をされたんですけれども、ちょっとうるさいくらいだと言われるぐらいあったそうです。でも、それくらいやらないと、なかなか町民の方が理解できないというようなこ
--------------------	--

議 長 総務政策課長	とでありますので、直接そういう方法というのは、災害時は当町も携帯電話で町民の方に知らせるということになっているんですけれども、どうですか、その辺の対処というのは、これから何か、これという、どういう場合に、町民にそういう告知をするのかという種類と、あと、そのそ方法をどうするのかということをお知らせ願いたいというふうに思います。 総務政策課長 答弁でも述べましたけれども、まず、国道、それから道道につきましては、皆さん回覧板の入る袋のポケットに、洪水ハザードマップというのが、こういうものが入っているかと思えます。その最後のほうに防災情報ということで、パソコン、スマートフォン、携帯電話でQRコードを読み取って登録するというようなことで、ただ、私もやってみましたけれども、登録の仕方がちょっと複雑と言えば複雑なものですから、その辺も含めて住民の方に改めて周知を図りたいなと思っているところです。 また、昨年ですか、例えば洪水等で避難情報を出してありましたエリアメールというんですか、ということで、Lアラートという情報を使って、各携帯に直接メールで発信している機能もございます。 ただ、今回質問されている中身で、例えば国道、道道、町道につきましては、当然うちのほうからそういうものも活用できないかということで、避難情報以外のそういう情報も流せないかということで、今、道のほうに、その活用についての今問い合わせをしている、もし他府県で何か活用しているという事例もあるみたいなので、もしできれば、そちらも活用して直接町民にお知らせしたいなというふうには考えております。 1 番、中山議員
議 長	

中山議員	今、課長説明したとおり、うちの町の場合に、今町民に携帯電話でお知らせするというのは、どういう場合に、例えば大雨災害、それから暴風雪、それからいろいろまだ重要な災害ということであるんですけれども、どの場合にそれを適用するのか、今考えているのか、それについてはどうですか。
議長	総務政策課長
総務政策課長	このＬアラートの活用につきましては、町民の人命にかかわるというような情報を流してよいと、いわゆる住民に対しての避難情報を今流しているんですけれども、例えばそういう町道の通行どめで、直接人命にかかわるのはどうかという部分もありますので、その辺を今ちょっと道のほうに今問い合わせをしているところでございます。
議長	副町長
副町長	配信するサービスというのは、まず、今言ったＬアラートと、もう一つ、Ｊアラートという国が直接、消防庁がやっているものがあります。Ｊアラートのほうは、北朝鮮のミサイルだとか、津波だとか、テロだとか、本当に大きいものの場合にはＪアラートが動いて、各個の携帯に入ることとなります。Ｌアラートというのは、ローカルアラートということで、地方のことなんで、都道府県でやっているという北海道のことになります。今、北海道の中で、市町村が使えるのは、先ほど言ったように、災害時の避難勧告だとか、指示だとか、お知らせ、前に、一番最初のころに水道の断水お知らせ流したんですけども、えらいお叱りを受けまして、どうもその辺、そのライフラインの情報、危機管理として流したいと我々が考えているところと、いわゆる設置目的だとか何かの整合性というんですか、我々からすると、何でも流したいという気持ちはあるんですけれども、流すことによって、それが直接マスコミとか、そっちの

議 長 中山 議員	ほうにつながっているということもありますので、例えばちょっとずつごみだとか、水道管のあれというのは、本当のローカルのローカルだということで、そういうのは、今のところは北海道のほうでも制限をかけているような感じでありますけれども、先ほど言いましたとおり、結局はライフライン、住民の安心・安全を守るためでございますので、強くそういうものについても流せるような仕組みをつくっていくようお願いしてまいります。
議 長 中山 議員	1 番、中山議員 今、副町長が答弁したとおりで、我々は町民のことを考えると、何で、道の許可を得なくても、町自体で、そういうふうなことを考えてもいいんでないかなというふうに思うんですけれども、その辺については、どうしてもやっぱりそういう許可というのは必要になってくるのか。携帯電話もみんな今いろいろな あるので、その辺のこともあるのかなと思うんですけれども、その辺についてはどうなんですか。町自体でというのは、そういう動きはできないんですか。
議 長 副 町 長	副町長 町自体でつくるということは、それなりに設備投資、単独の無線 LAN を維持すると、投資して維持していかなければならないということなんで、来年、新年度予算にもまた出てくるんですけれども、今の Lアラートの改修だとか、何とかと、一度整備すればいいというものではないんで、維持管理費もかなり多額になるということで、ここにせっかく北海道のがあって負担金払っているんですから、それを活用するのが一番効率的であり、効果的だなと思っております。
議 長 中山 議員	1 番、中山議員 そういうことであれば、その一番いい方法で町民の安全を図っていただきたいというに思います。

議 町 議	さっきちょっと町長の答弁の中で、私、檜山期成会と今の函館圏の、この両方あるんですね、今。整備促進期成会というのがあるんですけども、これはどっちを重要視して我々は判断したらいいのかなという、両方あるんで、これ両方でやっていただければ一番いいのかなと思うんですけども、今回の函館圏を見ると、ほとんど、そんなに期待できるようなものではなくて、かえって檜山期成会のほうが一生懸命やれば早目に工事進むのかなと思うんですけども、最後になりますけれども、その辺の町長の判断をお聞きしたいとお思います。 町長 今、中山議員言われるように、渡島地区と檜山地区の期成会が2つあります。檜山地区は先ほど申し上げましたように、木古内町から江差町までの、それから渡島地区は函館市から松前までのライン、これ2本のラインがあります。この2本のラインにそれぞれの期成会がありまして、急ぐよと、こういう話で今進めて、期成会同士の話の中では、檜山期成会のほうが先に着手すると、こういう約束事になっております。渡島地区につきましては、それでオーケーになんですけども、たまたま渡島は福島町だな、先般の大きな雨のときに大きな崩れがありました。道路が決壊してしまいました。その一部決壊を直す、この直す部分の事業も期成会の範囲でやったということで、逆に今では檜山が追い越され格好になってしまう。おまけに、最後に先ほど言いました木古内町の幸連の遺跡関係、こういうものは出てきましたということで、檜山の方がいろいろとそういう障害が重なっており、そんなことから、両期成会が一緒になって動いていますけれども、それぞれのラインで早期に着手すると、こういう方向に変わりはありません。したがって、檜山は檜山なりに、今のこの期成会は今後も活動していくということになります。 1 番、中山議員
-------------------------	--

中山議員 議長 教育長	町長には今後とも議長並びに我々議員も一生懸命頑張って国道２２７号線、より安全な、いい国道にやっぱりすべきだと思いますので、御奮闘をお願いしたいと思います。 次に、２点目の質問に入りたいと思います。 総合給食センターの運営についてでございます。 教育長にお聞きしたいんですけれども、一度私、前に給食センターの管理運営につきまして一般質問しましたが、その後は異物混入等の事態はなかったとは思いますが、大丈夫だったかどうか。 次に、アンケート調査を実施したと思いますので、その結果を教えてくださいというふうに思います。 教育長 中山議員の総合給食センターの管理運営についての御質問であります。 第１点目のその後の異物混入について等の事態についての御質問でございますが、今年度当初の異物混入事案を受けまして、既に皆様へ配付しております異物混入対応マニュアルを速やかに作成し関係者に配付、危機管理に向けて周知徹底を図るため、保育所、小・中学校関係者、株式会社ハーベスト、教育委員会による危機管理体制の確立と再発防止に向けた説明協議会を実施するなど、それらの取り組みを進めてまいりました。 しかしながら、残念なことに、１２月７日金曜日の、つい直近になりますけれども、１２月７日金曜日の給食におきまして、厚沢部小学校３年生の野菜のおひたしに、ビニール片が混入する大変残念な事態が発生いたしました。ただ、幸いにも当該児童が異物に気づいて、飲み込むことはありませんでした。直ちに原因調査を進めた結果、給食センターで野菜をスライスする工程過
--	---

程で、スライサーを洗浄する際に、ビニール包装の先端がスライサーの刃に当たり、その先端がそぎ落ち混入したと考えられます。

このたびの事案に関しまして、即日当該児童保護者に謝罪をし、今後の一層の安全管理を約束いたしました。改めて児童・生徒・教職員及び保護者の皆様に深くおわびを申し上げますとともに、今後給食センターの作業を委託している専門業者、株式会社ハーベストのより一層の安全管理に係るノウハウを発揮していただき、限りなく安全で望ましい給食の提供に努めてまいりたいと思います。

具体的には、作業工程の再確認と着衣及び使用器具等や作業動線はもちろん、従業員の安全意識の高揚等、危機性の排除に向けて鋭意努めてまいります。

なお、食中毒対応及びアレルギー対策マニュアルもほぼでき上がっており、異物混入マニュアルと一体化させた危機管理対策マニュアルの策定に向けて取り組みを急いでいるところです。

続いて、第２点目のアンケート調査を実施した結果についてでございます。

学校給食に関するアンケートについては、これまで平成２９年５月、平成３０年２月、平成３０年８月の３回実施しております。直近のアンケートは、期間を平成３０年７月２０日から８月２７日までに設定し調査を行いました。取りまとめ終了後、この結果につきましては、９月に議員の皆様を初め、各小・中学校や給食センター運営委員の方々へ送付させていただいたところでございます。

その結果の概要を申し上げますと、アンケートの回収数は、小学校３校の総児童数１６７名のうち１６３名で、回答率は９７．６パーセント、中学校総生徒数８５名のうち、回答数７７名で、回答率は９０．６パーセントでした。

主な3項目の内容につきましては、別紙お手元の資料のとおり、1番、給食が好きですかについては、好きが、小学校78.8パーセント、中学校81.8パーセント、嫌いが、小学校21.2パーセント、中学校18.2パーセントであり、前回調査より好きが、小学校で0.7パーセントの減少、中学校では2.2パーセントの増加となっています。

続いて、主食、御飯、パン、麺類の量については、多いが、小学校27.0パーセント、中学校24.0パーセント、普通が、小学校63.2パーセント、中学校65.3パーセント、少ないが、小学校9.8パーセント、中学校10.7パーセントであり、多い、普通が約9割を占めることから、ほぼ適正であると考えております。

3つ目、麺類、うどん、ラーメン、スパゲティの味つけについては、濃いが、小学校6.5パーセント、中学校6.4パーセント、普通が、小学校72.4パーセント。中学校67.9パーセント、薄いが、小学校21.1パーセント、中学校25.6パーセントであり、普通、薄いので9割を占めますが、濃い割合数値が、薄い割合が高いことから、濃い割合より薄い割合が高いことから、味つけは少し薄めであると思われます。

また、アンケートの自由記載内容については、給食の温度等、改善が必要な指摘もございますが、デザートと高カロリーな主食を望む傾向が多く伺えます。

日々の献立は、ほぼその年齢層に適切な摂取カロリーや塩分量を栄養教諭が計算し、メニューを組み立てておりますが、高カロリーなものは必然的に量が制限されてしまいます。給食センターといたしましては、この調査を継続的に行い、栄養バランスのとれたメニューで、幼児・児童・生徒の皆様の健全な発育・成長を促す、望まれる給食を目指していきたいと考えております。

議長 中山議員	以上です。 1 番、中山議員 今も教育長のほうから答弁あったんですけれども、異物混入事件は、私はないものと思って信じていたんですけれども、この答弁書見ますと、実はあったと、それもつい最近あったと、大変残念な結果でございますけれども、我々からして、過去そういう事件が発生して、そして、かなり、多分給食センターの中でも注意していたと思うんですけれども、まして、全国展開しているこのハーベスト、この会社は多分そういうマニュアルといいますか、ノウハウといいますか、そういうのは完全なのかなと思っていたんですけれども、どうも、こういう事件が発生するというのは、何となく、どういうことなのかなというふうに思うんですけれども、この辺について、教育長とハーベストとの間での話し合いというのは、今後についての、そういう話し合いは設けたことあるんですか。
議長 教育長	教育長 まず、中山議員の残念だとおっしゃる気持ちは、本当に申しわけなく思うと同時に、私も大変残念に思っております。 そして、今御指摘の安全面に関しての株式会社ハーベストとのやりとりは、起きた時点から数度となく、何度となく行っております。業者自体、私も、その専門性といいますか、安全管理上のマニュアルも私のほうに届けてもらうようにいたしましたし、また、それを取り入れたものは、この異物混入対応マニュアルの中には反映させております。 しかしながら、今回もその事案を受けて給食センターの工場長等と事情を昨日も受けたところでありますけれども、事情説明を。やはり私のほうで指摘しましたのは、いろいろなマニュアル

議 長	をつくっても、それは例えば学校が、学校という建物がただあっても、それは意味をなしません。同じように、マニュアルがただあっても、それをやはりどう生かすかの人間によると、人の資質によるのだということをきのうも話した次第であります。今後に向けては、まさに議員御指摘のとおり、給食センターの管理職、または指導に当たる立場の者だけではなくて、全員との協議の場を設けることを昨日指示したところであります。 それから、今回も前回までも同じなんですけれども、なかなか徹底されていないところは、いつ、どこで、誰が、いわゆる担当者ですね。今回であれば、そのホースでスライサーを洗っていた担当者は誰であるのか、その氏名も全てこれからは共通の、いわゆるその情報を共有すると、センターの中で。また、我々といたしましても、いつでも公表できるようにする準備を常に整えると、そういう姿勢でないことにはならないと。さらには数度となく、何度となくそういったミスを繰り返すならば、人にかえるしかない、という指摘もいたしました。その目的は1点です。やはり児童・生徒、そして高齢者の方々も含め、その口に入る物の安全性を、これはもちろん物事に100はないと言っても、限りなく100パーセントに近いだけの安全管理の物を提供できるように、実は第1回目から、かなり強く指示はして、話もして、何度となく協議は進めているんですが、本当に残念なことが起きてしまうと。それは議員指摘のとおり、やはり資質の向上を図る以外はないなと至っております。それ今、今週13日に定例の協議会ではありますが、私も出席の上、強く本部からも部長が来ますけれども、何度となく話をしている間柄ではありますが、改めてしっかりと協議をして今後に反映させていきたいと考えております。 以上です。 1 番、中山議員
------------	--

中山議員	今、教育長答弁したように、大変マニュアルを結構今、食中毒対応のマニュアル、アレルギー対策マニュアル、そして異物混入マニュアルというふうに、細かくマニュアルをつくった中で危機管理対策マニュアルを今策定中ということで、いち早くやっぱりこれはつくった中で職員の方々がやはり我々が何だかんだ言っても、職員の対応する側の人、そのマニュアルをきちっと理解した中でやっていただくことが一番でないかなと、私はそういうふうに考えます。 そういう中で、ハーベストのほうの側のやはり担当者ときちっと、その辺についての対応といえますか、それについてやっぱり心構えが必要でないのかなというふうに思います。 それについては、教育長にお任せして、安全対策をぜひ早急になんないようにやっていただきたいというふうに思います。 アンケート調査を私も細かく今回出してくれましたので見たんですけれども、その中で、私も孫いたりして、たまに聞くんですよ。どうですか、給食はということで。そうすると、今こういうアンケート調査見ると、ほとんどが妥当かなというふうに答弁あるんですけれども、例えば主食についての部分について、少ないという方が、小学校で10パーセント近く、中学校もやや10パーセント、この少ないというアンケート書いた子供たちがどう思っているのか、この辺については大事だと思うんですね。多いと普通というのは、これいいと思うんですよ。でも、少ないという答弁した子供たちがどの程度の少ないという子供たちの感性なのか、または味つけですけれども、薄い、25パーセントということで、大変、北国の、北海道の子供たちのそういう傾向をあらわしているのかなというふうに思うんですけれども、教育長の見解として、この判断する、どう対応、これからやっていくのか、その辺については、どう進めていこうとしているのか、その辺について説明していただきたいというふうに思います。
-------------	---

議 教 育 長	教育長 まず、今、量の面と味つけの面についての今御指摘があったかと思います。まさに、今、議員御指摘の点については、私も実は非常に共感する部分もたくさんございまして、小学生も中学生も非常に個人差があるとは思いますが、成長期にある子供たちは、1日5食、6食、7食というぐらいのことも十分私自身も体験しておりますし、そうであろうと、十分におもんぱかるところであります。やはり給食として提供する際には、これも栄養教諭といつも協議をしつつ、または指摘をしつつ、それも改善を加えつつ取り組んでいるところですが、やはりなかなかこれが絶対数が少ない中での、いわゆる数ですね。その中で、やはり少ないと感じる子供たちの多くが、やはり体の大きな子であるという調査も、報告も一応受けてはいます。また、校長会や教頭会の中でも話題もして、いわゆる学校の直接の意見ももらえるように努力はしているんですが、それは今後も量については、できる限り進めていきたいとは思いますが、いわゆる現場では、例えば多いと思っている子、少ないと思っている子、多いと思っている子も、健康のため食べなければ駄目だと、当然食育指導します。残していいよという指導はしないわけです。足りないと思っている子も、足りないと思ってはいても、多い子の物を当然奪うこともないわけです。それは当然しないわけです。 ですから、いろいろ意見も、またPの方からもいただくんですが、例えば個別に弁当を持たせるのは駄目なのかと、それは給食の意味がなくなるものですから、それはまたいろいろな、後ほども実はでき上がっているんですね、食中毒対応マニュアルですとか、でき上がってはいるんですが、そういったことのまた安全管理上のことも出てまいりますので、非常にそこは今後いろいろと現場の意見を受けながら、議員御指摘の、また子供たちの望む量の提供に関しては、また改
----------------------------	---

善を加えていきたいとは考えておりますが、なかなか努力はしているんですけども、直接足りないと思っている子たちに、どこまで、じゃ提供したら満足するのかなというところもなかなか今つかみ切れていないのは実情ではあるかと思えます。

ただ、十分に、およその7割、8割の子が十分であるという適量を目指しては進めておりますし、現在、そこを何とできているのかなというふうには考えております。

それから、味つけの面については、まさに北海道のと言いますか、塩味、塩分過多の傾向が強い道民の傾向そのままに、子供たちもそういった嗜好があるのかなというふうには捉えてございます。

ただ、それも食育の中で改善していかなければならないことであろうと。実は先般、いわゆるキッズ食育の森といった事業も教育委員会で提供して、子供たちも、また保護者とともに来てもらったりもしているんですが、その中でもちょっとだけ紹介しようと思ったことが、例えば好きな物だけをもし食べ続けていたらどうなるんだろう、例えば、子供のころから、自分はポテトチップスが好きだからとか、ハンバーガーが好きなら、毎日、毎食それを食べていたら、あっという間に、大人になるのを待たずに病院通いだと思うんですね。極端な言い方をしますが、そういったところ、または、その食習慣、また食べるということは、人間にとっても欠くことのできない生きるための大切な欲求です、食欲というもの。あした食をとるということも大事な、ある意味、生きるための作業ですね。それを健全に行うための指導の一環であると、この給食も。そう捉えていただけると量と味つけの部分というのは、なかなかその嗜好に個々人の好き嫌いにぴたり合うものには、なかなか今のところなれていない。ところが、これから我々が進めるべきは、食育に関する理解教育といいますか、それを教員ともども、その資質を高めていきながら、

議長 中山議員	子供たちにも食べるということはどういうことなのか、それにどう向かっていくのか、将来は子供たち自身が実際に自分で料理をして、それは男女問わず料理をして、ちゃんとした健康な物を自分の体に取り入れて、または家族に提供する、そういった食育の中で、こういった給食のあり方も、また相互理解といいますか、理解を進めていければなと考えております。 以上です。 1 番、中山議員 ちょっとおもしろいアンケートの中で、最後のほうなんですけれども、自由に子供たちに何が食べたいかと、給食に採用してほしいかというふうな質問事項がありまして、デザートというのが一番何か多かったようで、このアンケートの結果、栄養士さんは、こう見た中で、子供たちがほしいものというのに対しての供給といいますか、子供たちに食べさせる中で、何か今まで参考にした部分はあるのかどうか。 栄養士さんというのは、私も知らないですけれども、かなり経験者かと思うんですけれども、どのくらいの経験者の形で、このアンケートを見ると、子供たちがいろいろな要望あるんだなというようなことを見ました。その辺について、教育長どうですか。これを結果、可能にした部分はあるんですか。
議長 教委事務局長	教育委員会事務局長 今の中山議員のメニューの関係の御質問でございますけれども、副食として、それぞれデザートを提供していることもございます。副食の残食ということで、残った量、今年度の分ということで、30年度の分はちょっと拾ってみたんですけれども、その中でやはり上位が、残っている残量が少ないということで、上位に該当してくるのは、まず、1 番目ちょっと違うんですけれど

議 長 中山 議員	も、1 番目、豚肉と野菜のみそ炒めというものだったんですけれども、2 位からフルーツのゼリーあえですとか、フルーツヨーグルトですとか、フルーツ杏仁とか、白玉団子のフルーツあえとかいうような形で、デザートがやはり並んでいる状況です。なので、やはり毎日副食としてデザートを提供するという形はとれませんので、さまざま、酢の物であったり、サラダ系のものであったりといことで、主食に組み込んで提供して、品目数につきましては、約 7 0 品目ぐらいを副食として回している状況でありますけれども、やはり上位の人気はデザートというような形になっております。 以上です。 1 番、中山議員 大変子供たちも楽しみにしている給食ですので、その辺については、こんなことを聞いたらちょっと教育長に怒られるかもしれないですけれども、予算的に今うちが用意している範囲内で多分実施されていると思うんですけれども、その量が少ないというのは、そういう、まさか予算がないから少なくなるとか、そういうことではないと私は思っているんですけれども、そういう中でのこれからの給食に対して、多分我々も食べてみないと駄目だと思うんですね、たまに、定期的に。私も町長も多分、そういう部分では食べてみて判断すべきかなと思うんですよ。 おもしろいのは、麦飯あったんですよ。あれは子供たちのためということで麦飯導入ということであったんですけれども、その辺、その以降は、たまには麦飯の給食というのはあるのかなと思うのと、その健康を考えた中で麦飯は今後とも実施していくのかということと、もう一つは、老人に対する弁当を配っているんですけれども、その反応とか、苦情とかはどの程度、どういうふうになっているか。
----------------------	--

議 長 教 委 事 務 局 長	もう1点、当町の農産物なり、それからいろいろな購入物はどの程度今まで、この1年あったのか、それについての結果報告も教えていただきたいというふうに思います。 教育委員会事務局長 今の中山議員の質問でございますけれども、麦御飯につきましては結構な頻度で出ております。主食で30品目ぐらい一応回しているランクで、大体残量としましては、残量、残菜が少ない状態第6位というあたりに位置しております。 ただ、私もちょっとアンケートを読んでみたときに、備考欄にもちょっと書いていたんですけれども、何か麦飯はちょっと体を冷やすと、なので、寒い時期には出さないでくれというような、ちょっと意見も書いていた部分がありまして、その辺は当然健康管理の部分、麦がいいとか、五穀米とかいろいろあるじゃないですか、そういうものがございますので、なるべく季節の関係を配慮しながら、メニューの部分につきましては進めてまいりたいと思っております。 あと、食材の関係でございますけれども、こちらはちょっと行政報告での数字になります。米につきましては、100パーセント厚沢部の米を一応使わせていただいているということで、ジャガイモにつきましてはほぼ、地元産が約90.6パーセントぐらい、ほぼ全部ということで、あと量が多いのは、大根は全体の2割ぐらいでしかないんですけれども、キャベツ、キャベツも約9割ぐらい、あとキノコ類ということで、キノコも地元産のきのこを使っております。大体野菜はメインとしてそのような内容になっております。 高齢者の評判につきましては////、給食センターではなくハーベストと直接、社会教育協議会がやりとりしておりますので、三橋補佐のほうから補足していただきたいと思います。 保健福祉課長補佐
議 長	

保健福祉課長 補佐	高齢者のほうの給食なんですが、少しずつやはりふえているというのが現状です。回数も1週間、日曜日は配食にならないんですけれども、回数がふえている、毎日とか、そういう回数が1人当たりふえているのかなというふうに思っています。私たちも一度高齢者の方の給食も変わりましたので、アンケートをしたほうがいいかなというふうには考えているんですけれども、極力新しく給食を始めた高齢者の方に私も聞くようにしているんですね、どうという形で。そうすると、やはり前のときとは違って、温かく来るとというのがやはり言われます。センターから直接届きますので、届いたときに、おみそ汁も温かいし、御飯も温かい、内容もちょうどいいよと、味つけもいいよという声が結構多いというところなので、1年を経過してきますので、アンケートとかも必要だなとは思っていますが、大半はそういうような評価をいただいています。
議教 育長	教育長 補足をさせていただきます。 今後のいわゆる給食の、予算が足りなくて提供できないということは決してございませんので、ただ、先ほどの件と、つまり安全管理と共通するんですが、この味も、それから質も含めて、やはり我々給食センターに勤める、またはかかわる職員全員で今後研修の場を用意していきたいと考えております。例えば安全管理の専門家を招いての研修であったり、実際の我々の中でのグループワークであったり、それから食の味つけの面もそうですね。プロを招くということは、厚沢部町にたくさんの立派なプロがいらっしゃるの、そういった努力もしていきたいなと。つまり、縦割りの分担ではなくて、みんなが情報を共有した上での安全管理、それから、よりよい給食の提供という形で努めてまいりたいと考えております。 以上です。

議 中 山 議 員	長 員 1 番、中山議員、時間がまいりましたので、次が最後の質問となります。 給食センターにつきましては、我々は大変期待しております。そういう中で、4 月からは／認定こども園もできます。そうなったときに、やはり小さい子供さん方ですので、より安全面、それからアレルギー等のものについては、ぜひとも十分気をつけた中で運営していただきたいなということをお願いして、一般質問を終わりたいと思います。
議 議 議 議 議 山 崎 議 員	長 長 長 長 長 員 一般質問の途中ですが、11 時 30 分まで休憩します。（11：18） 休憩前に引き続き会議を開きます。（11：30） 一般質問を続行いたします。 それでは、次に、9 番、山崎孝議員 9 番、山崎議員 議長の許可をいただきましたので、2 点について質問をいたします。 まず初めに、一言申し上げたいと思います。 平成 30 年も残すところ 20 日となりました。今年を振り返るとき、異常というほどの気象変動を体験いたしました。西日本の集中豪雨、数多くの台風の発生、そして上陸、胆振東部地震などの災害の発生、また、7 月中旬としました天候の不順によりまして、当町の農業にも多大な影響を受けることになったわけでありまして、JA 新はこだての農畜産物販売取り扱い見込み年度末状況では、297 億 5,000 万円ということでありまして、当初の計画に対しまして 2 億 5,000 万円ほどの減収となるようでありまして、厚沢部町関係では、この年度末見込みでは計画が 33 億 3,000 万円でありましたが、計画に対し 28 億 9,000 万円、そういう見通しでありまして、4 億 4,000 万円の減収の予想のようでありまして、見ますと、全作物が減収をして

議 町	おりまして、中でもバレイショの減収が一番大きく、計画に対しまして3億5,500万円の減収であります。 また、当新はこだて基幹支店の中では、本町の厚沢部基幹支店が今年の販売実績が一番低迷しているとの情報も入っているところでもあります。 一方で、今日実は朝に共済の に立ち寄ってきまして、共済の支払い状況を報告受けましたけれども、農作、畑作物、それから施設園芸の共済の支払い状況は、この12月10日現在で3億1,000万円という、そういう計算がはじき出されたそうであります。まだまだ中身見ますと、何品目もこれから支払いの対象になるということでもありますので、もっと4億円近くの、また、それを超えるだけの額がはじき出されるかなと、そんな実は気もしているところでもあります。静かに今年の営農を振り返っているわけですが、この1年間を反省しながら、新たな年に向けて、新たな体制を構築しなければならないと、こんなことを考えている毎日であります。そういうことで、一般質問に入りたいと思います。 質問の第1番目としましては、渋田町政4期目における姿勢と体制についてであります。 2019年4月、統一地方選挙が実施されます。本町においても、町長、議員が任期満了となりまして改選が予定をされております。4月実施の町長改選について、現職としての町長の姿勢、体制につての所見を伺います。 町長 山崎議員から、来年4月の統一選挙に向けての含みある質問だろうというふうに思います。 4月以降どうするのではなくて、もう4月以降の抱負というふうな話でもありますので、ちょっと今戸惑っておりますけれども、考えてみますと、私は昭和37年3月20日に、当時の厚沢
------------	---

部村職員に奉職いたしまして以来、５５年間務めさせていただいて今日に至っております。平成１９年４月２７日に町長を拝命して、早くも１２年という月日が過ぎ去ったわけであります。こういう職員時期を振り返ってみますと、私は前沢田町政を引き継ぎまして、平成１９年度の行政にかじ取りを命ぜられたわけでありますけれども、その当時の１９年度の当初予算では皆さん方御承知のように、３４億３，０００万円という厚沢部町の一般会計の予算でありました。この３４億３，０００万円が１０年後私も町政の中でさまざまな時期をくぐり抜けながら、平成２９年度では５３億２，４００万円というふうな町の経済指標が伸びておりまして、順調なまちづくりを進めることができたなというふうにも考えております。

常々私は厚沢部らしい町政を続けていかなければならない、そのように行政の立場として考えております。総合計画に基づく行財政対策等実行してきましたけれども、今後における大きな課題がいまだ山積しております。時代経過の中で、この少子・高齢化に伴う人口減少対策、大きな課題がのしかかっております。これらについては、やはり私は行政方針の中で、これは積極的に企業誘致の施策が必要であると、このように常日ごろ考えております。

さらには、国保病院問題では、国の誘導が積極的になってきました公営企業法の適用、この公営企業法適用問題、あるいは医師の退職にかかわる医師確保の問題、こういうふうな大きな課題も抱えております。

主要産業の健全化対策については、農業青年等とのいろいろな懇談の中でも強い農業づくりの進め、さらには国営相和地区農地開発に伴う負担金問題と大きな課題が残っております。厚沢部町の将来の子供たちに、厚沢部町の健全な町を引き継ぐということについても、さらには主要産業も高齢者も若い人たちも安心して暮らせる町をつくる、そのための努力を継続していく必

議 長 山 崎 議 員	要がある、このように考えております。 また、厚沢部町には恵まれた地域資源があります。地域産業を支え、新たなベンチャー企業等を誘致し、厚沢部町の躍動感あるダイナミックな町にしていきたい、このようにも思っております。ますます厳しくなる行財政運営を安定した政策の中で、対話と協働を私が町政の基本に据えた志を持って、さらなる４年間に積極的に果敢してまいろうと、このようにも考えております。 今、山崎議員の質問に対して、それまでの議会の皆様や町民の皆さんの御支援をいただき、そして今日まで無事行政に携わってこられたこと、大変私は感謝をしているところでございます。私の志を支える気力と体力が十分に持ち合わせていると自分でも判断しておりますので、ここしばらくの間熟慮してまいりました。熟慮して最終的な判断を来期に向けてさらに挑戦してこうと、このような考え方をしたところであります。 ただいまの質問について回答になったかどうかわかりませんが、今後ともよろしく願いを申し上げます。 以上であります。 ９番、山崎議員 大変町長から力強いお答えをいただきました。 この一般質問して、回答書がなかなか届かないものですから、どうしたんだろうかなと大変懸念をしました。けれども、町長には、この行政経験５５年という、多分道南管内でも、こういう人がたいないと思います。そういう経験を踏まえながら、これから発生するであろう多くの課題がありますので、果敢に攻めて対応してもらいたいなと、そんな感じを持っております。 よく、こんな言葉があります。継続は力なりという言葉があります。４期目、私の記憶では、
------------------------	---

議 町	4 期目の町長に挑戦をして、それを実行した町長、なかなか私どもの記憶ではありません。3 期目までいましたけれども。ぜひ継続して、今までの経験を重ね合わせた中で、この厚沢部町の住みよい街並みに最善を尽くしてほしいなと思います。 とりあえずは、今日、町長の言葉聞きまして、力強い 4 期目の立起表明だというふうに受けとめてよろしいですね。いいですね、町長。それでいいんですね、 それで、実は、この間に当たって、ちょっと見たら、ここに、町長に、これ笑っていい写真あるんですよ。これは 19 年、1 期目に当選した次の日の函館新聞と道新が載せた 2 つなんです。この中で、町長は、もうこれ 12 年前ですから、こんなことを言っているんです。第 1 に着手する課題としては、まず、町職員のことを言っているんですよ。町職員の停滞感は目に余ると、職員には職務意識や姿勢を再確認して、町政改革への協力を訴えていきたい、こんなことを言っているんです。 そして、重点施策には、まず、後継者の育成、それから子育て支援、それから一次産業が元気になれば、商工業も必ず元気になるんだと、こういうことも言っているんです。そういうことで、先ほど町長もいろいろな思いの中からお話ししましたがけれども、私は、この 12 年間の、ここで町長の思いをちょっと聞きたいなと思っているんですよ。まとめてひとつ、いろいろなことの思いをお話しできればと思いますので、お願いしたいと思います。 町 長 12 年間思いをというふうなことでございます。12 年間思い出せるかどうかわかりませんが、12 年間、今こういうふうに近隣町の町長とも手を組みながら行政のあるべき姿、そして最大のサービス産業である厚沢部町の行政というものは、町民に対してどう職員が最高のサー
------------	--

ビスをするかという、こんな基本の中で、私は毎年、毎年、職員の訓辞には強く、このことを求めています。

12年前の職員は、ほとんど残っている人は少ないわけでありませけれども、私思うには、やはり当時の思いというものが、私自身は順調に毎年計画的に進めてこれだというふうな気は持っております。ただ、年々このような時代の変わり目の中で、その時代の変わった施策というものをいかに抵抗なく、この厚沢部町に受け入れながら、国に先行して物事を進めていくかということに重点的な考え方を持っていると。それが、今私がかつて10年、8年、こういう前を見るときに、先行してよかったなという気はしております。特に、私は全国の自治体にもない厚沢部町の系統機関として、素敵な過疎づくりの株式会社をつくった時点でも、これは全国で初めてという株式会社を持った自治体、このときもかなりのやはり運営していく上での心配は持ちましたけれども、こういうものを行政の中で、少なからず行政の先行役として引っ張り込むと、そして行動させると、こういうことが今結果的には役場の向かいにも東京の業者を引っ張ってこれたし、こういうものが、その会社からの派遣職員によって最初は動いたという、こういう危惧あるわけですから、私は会社をつくってよかったなというふうに思っておりますし、これから、この会社には厚沢部町の大きな施策の一端を持っていただいて、そして行動してもらう、こういう職員が机の上ではできない仕事をあの会社がやるということに、そういう期待感は今でも私は持っております。

そういう中で、この12年間、大変町民の方々に大きなお世話になりながら、そして、今厚沢部町の農業も大きな所得を上げるまでに至ったと、こういう現況を見ながら、私は今後もっともっと強い厚沢部町、厚沢部町の農業もしかるべき厚沢部町自体が強い厚沢部町にするべきという

議長 山崎議員	ふうな考え方に今まで来ております。この１２年間いろいろな施策がありましたが、この施策の中で、やはり重点的にものを考えたのは、その中でも財政安定化を一番根本に考えた１２年間です。 私は、１２年前に、１年間に３億円ないし４億円の基金を積み上げる、これが将来的に厚沢部町の小さな子供たちが厚沢部町で暮らす、そのための基金であると、こういうふうな考え方の中で、今まで順調に基金を伸ばしてきたところであります。そういう結果を見ながら、私はこれからの４年も一層今まで以上の馬力をかけて物事を進めていきたいと、こういうふうな考え方であります。１２年前の思いということにはなりませんでしょうけれども、そういうふうな町長を拝命してからの考え方が今まで続いてきているというふうに御理解をいただければよろしいかと。 以上であります。 ９番、山崎議員 私も議員の１人として、また、町長といろいろおつき合いしていただいている１人の町民として、いろいろな角度で町長に期待する部分もたくさんありましたので、よろしく願いをしたいと思います。 特に、私は、今気にしているのは、これは４月以降のまた質問に、もし私もこういう立場になれましたら、またいろいろなことをしたいと思いますが、よく町長は企業誘致という言葉がしています。ところが最近、上ノ国町で植物工場と称して、物すごい大きな施設をつくって動き出そうとしているんです。だから、できれば、この辺のところは、町長の見解も聞きたいと思ったりしていますけれども、今日はただ私の発言だけでとどめて終わりにしたいと思いますが、これで、今日１問目の質問は、余り、せっかく町長今意気込んで馬力かけているのに、何かこれ以上
--------------------	---

議	の質問は差し控えたいと思いますので、とにかく健康だけは十二分に気をつけて、二度とひっくり返ったりして肩折ったり、手折ったりしないようにひとつ、いろいろな形で行政のかじ取り役として活動されることを期待して、1問目の質問を終わりにしたいと思います。
議	長 それでは、山崎議員、一般質問の2問目ですが、質問の内容が質疑、答弁にそれなりの時間がかかると考え、また、その内容も一連性が必要と考えまして、私の判断で、2問目は午後から行いたいと思います。御了承ください。
議	長 それでは、一般質問の途中ですが、休憩して昼食といたします。午後は1時から再開いたします。（11：53）
議	長 午前中に引き続き会議を開きます。（13：00）
議	長 一般質問を続行いたします。
議	長 それでは、9番、山崎議員、一般質問の2問目をお願いいたします。
山 崎 議 員	長 9番、山崎議員 午前に続きまして、2問目の質問に入ります。 国営相和地区農地開発事業に係る受益者負担における滞納残額の納付計画ほかであります。 本事業は、昭和47年に基本計画が決定されました。酪農経営を主流とし、自立農家の育成を目的とした山成造成による草地造成が主体の事業であります。それが昭和53年に第1回の計画変更、昭和61年に第2回の計画変更となり、畑地拡大事業となりました。事業変更によりまして平均事業費の1.5倍から2倍を超える事業者が多数出てきました。その結果、既存優良農地取得価格を超える負担金納付を強いられることになったわけであります。受益者の離農、倒産等で未収金が増大する懸念があり、町は納付したいとなったわけであります。反面、町としまして

議 町 長 長	は、受益者の未収金の累増、不納額の発生等が大きな課題となったわけであります。 以下、５点について、問題点をまとめてお願いをしたいと思います。 １つとしましては、事業完了引き渡し時における受益者との約定について、例えば連帯保証等を結んでいるかどうかというようなことであります。 ２番目としましては、滞納額に係るリスク管理についてであります。 ３番目としましては、滞納金不納額の対応についてであります。 ４番目としましては、受益者の滞納金納付、これからの計画についてであります。 ５番目としましては、監査意見に対する認識であります。 平成３０年８月３１日現在で、資料によりますと、滞納残額が２億３，８５９万７，４１４円であります。受益者の高齢化も鑑み、早急に対策を講じるべきと私は考えるものであります。 なお、長期化することは不納額を拡大することに連動すると思います。 以上、先ほど申しましたように、５点を中心に町長の所見を伺いたいと思います。 町長 山崎議員の２問目にあります国営相和地区農地開発事業に係る受益者負担金における現況と滞納残額の納付計画ほかについてであります。 事業の経過については、山崎議員から今質問いただいたとおり、昭和４７年に基本計画が決定され事業が開始されております。本負担金について、平成９年度から納付が始まりまして、当初の対象者は９４人、総額８億円の負担金でありました。納付期限最終年の平成２３年度末においては２億８，８２５万円、２９名の未納が発生しておりました。現時点では２億３，４２６万円、１４件の未納となっております。
-------------------------------	---

この間、催告や必要に応じ差し押さえ等により滞納整理を進めてまいりましたが、対象者の単年度の収入を勘案した場合に、営農への配慮や農地維持の観点から計画的な分納とせざるを得ないケースもあり、結果として長期化した中で徴収を行ってまいりました。

御質問の中での１点目、事業完了引き渡し時における受益者との約定についてでございますけれども、引き渡し時及び負担金賦課時点での連帯保証はございません。

次に、２点目の滞納額に係るリスク管理と３点目の滞納金不納額の対応についてでございますが、本負担金は国税徴収法に準ずる公債権でありまして、平成９年度の賦課開始から現在に至るまで、催告、分納納付、場合によっては差し押さえなどの措置を講じております。

ただし、他の債権と同様に法律的な限界もありまして、例えば未納者が死亡した場合、その残された財産等の状況により全額を徴収できず、やむを得ず不納欠損に至る場合もあります。

４点目の受益者の滞納金納付計画についてであります。現時点で残っている未納者は１４名となっております。このうち１０件は、具体的な納付計画に基づいて現在処理している状況であります。全額納入の方法と必要年数はそれぞれ異なりますけれども、現時点では全額納付されるというふうに考えております。

しかしながら、事業開始・徴収開始からかなりの年月が経過していることも事実であり、納付計画の見直しや財産の保全など内容を精査し、早期の納入を促していきます。また、計画的な納付がない者に対しては、財産の公売等による換価など強制処分を前提として対処いたします。

最後に、監査意見に対する認識についてであります。受益者の高齢化も鑑み、早急に対策を講ずるべき、長期化することが不納額拡大に連動する、このことについては同じ認識であります。

議 長 山 崎 議 員	早急の対処が必要と考え、本年度においては滞納繰越額 2 億 4, 8 5 0 万円に対して、現時点まで昨年度の 3 倍に当たる 1, 3 9 7 万円の処理を終えております。決算時までさらに多くの金額及び件数の処理が終了するよう処理を進めているところであります。加えて、高齢等によりまして、今後の納付に支障をきたす案件については、現状定期納付をしている案件についても、納付計画の見直しを行っております。 最後になりますけれども、本負担金は現時点で大きな未収額であり、先ほど申し上げたとおり、長期化することにより、さらに徴収困難となるケースがあり得ます。負担の公平の観点から最後まで徴収することを当然のことながら、今後はこれまで以上にシビアな徴収を進め、早期の未収解決を目指していきたい、このように思っております。 9 番、山崎議員 事業の受益者の総負担というのは、先ほど申し上げましたように、8 億円という大きな金額でありまして、これが、町がいろいろな事情のもとで納付したいとなったわけではありますが、私は、そこへすごく心配しているのは、8 億円の担保なりが何もとっていないということですよね。だから、ここに、答えの中にありましたように、連帯保証人も定めていないということ。そして、私この質問に入るということでいろいろ勉強させてもらいましたけれども、実は平成 1 3 年、1 4 年、1 5 年、3 カ年をかけて特別委員会というものが立ち上げられて、いろいろな協議をしているところなんです。その中で、その当時の町長さんも、やっぱりいろいろな不納額発生する可能性は十分ありますということで、いろいろな対策を講じなければならないということで、ここで実は答えているんですよね。そういうことで質問しますけれども、8 億円という大きな総負担を町が立てかえるわけですから、少なくともいろいろな懸念があるだろうと、発生して
------------------------	--

議 長 農 林 商 工 課 主 幹	いるだろうと思うんです。それで、どのような対策をまず今まで考えてきたのか、どういう対策とってきたのかということをもまず第1点の質問として伺いたいと思います。 農林商工課主幹 まず、御質問の1点目の連帯保証に関してですが、それも未納対策の一環になるということで、何でしてこなかったかというお話だと思います。 それにつきましては、通常の道営事業なんかもそうなんですけれども、工事完了時の引き渡し時とかに連帯保証を求めるという性質の負担金ではございませんので、そういう処理がなされていないということでございます。 また、13年から15年にかけて特別委員会、議会のほうで開かれたということで、こちらのほうなんですけれども、最後に御意見等いただいているんですが、やはり現状繰上償還した方も多数いらっしゃいますので、その公平性とかを勘案した場合には、やはり未納者だけに特別な対策をとるということにはなりませんので、やはりきちんとした徴収方法を確立して、全て納めていただくという基本的な事項しか対策はないと思います。 以上です。
議 長 山 崎 議 員	9 番、山崎議員 私は、なぜ連帯保証とか、いろいろなそういうリスク管理しなければならないんだというのは、先ほどの説明の中にもちょっと触れましたけれども、計画が1回、2回と計画変更していることによって、事業費がどんどんと膨れ上がってきているわけでしょう。そして、ここにもありますように、それが既存の優良な農地を買い取る価格よりもはるかに負担が大きくなったということでしょう。これだったら当然リスクがあるということを考えられませんか。

議 副 町 長	例えば、３０万円でも４０万円でも、それだけ負担あるとするならば、その当時はかなりのこの農地みんな高かったんですよね。だけれども、それから何十年もたっているんですから、もともとかけたその負担額が３０万円、４０万円を支払いしなければならないという場合にいった、ここ平常で１０万円でもして売買してくれたら、当然２０万円、３０万円の不納額というかな、出るわけでしょう、そこで。そういうのを予想されていながら、なぜその対策を練らなかったのかなと。少なくとも私は、このくらい、８億円という、この大きなものが、ききますけれども、町としてはどのような手法で、この負担をしたのか、例えば公債で対応したのか、ある基金で対応したのかわかりませんが、すごいやっぱり財政的に負担かかったと思うんだよ、当時は。それが、いわゆる現実的に、今まだ滞納問題起きているわけでしょう。それをこの時点でも予想立ててあったんだから、それだけ大きな事業費かけてしまったという、それは当然したらどうでしょうかという、それは、そういう協議をして進めるべき、実際にこの特別委員会でそういう報告がされているんですよ、しなければならないんだって。どうしてしなかったんですか、それ。 副町長 国営の事業については、厚沢部町、これまでにない大きな事業で、農業の事業であったわけでございます。おっしゃるとおり、当初は草地改良ということで、調べてみますと、２９億円くらいの事業費でスタートしたというふうになっております。その後、山崎議員おっしゃるとおり、６１年に、いわゆる畑地にと、当初８億円くらいの事業だったわけです。それが畑地に改良することであることをメインにして、どちらかというと山成工法だと思いますので、２９億円と、４倍弱のことだったと思います。これくらいまではさほど負担にならないというか、負担ではあります
----------------	--

けれども、それほど多額になっておりませんが、最後、61年のときには29億円が80億円と、事業費ベースですよ、事業費ベースでなったということで、その当時、面積はその前に比べて3倍にふえたわけです、第2回の変更では。面積は30パーセントふえたんですけれども、額は2.8倍、約3倍になったということで、面積がふえた分の事業費の膨らみであれば、さほど影響はなかったんだろうと思いますけれども、面積は30パーセントしかふえないのに、事業費は3倍もふえたということで、単位面積当たりの、当然かなり無理した改良山成が行われてきたんだろうなというふうに想像がつくところでございます。

その結果として、反当たりの反別が15年の特別委員会の報告書を見ますと、負担金で反当たり21万円を超える負担もあるということですから、事業費であれば反当210万円くらいの畑をつくっているところもあったということでございます。当然リスクということでございますが、この事業、いわゆる計画があって進む事業でございます。他の道なり団体も計画者があって町でまとめて申請して進むという事業でございますので、この農地造成事業、土地改良事業のいわゆる連帯保証とか何とかというのは、ほかの事業にもないとおおり、この事業にもなかったということでございます。おっしゃるとおり、ルールにはないけれども、やればよかったんじゃないかと、町独自でやればよかったんじゃないかという気持ちは私も、今現在になると思うところでございますが、当時はなかったということでございます。

それと、15年3月に特別委員会で、平成10年から対策を講ずるべきだったという結論だったと思います。平成10年には陳情書という、いわゆる請願書でなくて、その前段として陳情書というのが上がってきておりまして、そのときも議会の中でいろいろ討論されて、公平性の観点から違う方法での支援を選択したという、調べてみますと、そうなっておりまして、今もありま

議長 山崎議員	すけれども、共済の掛け金助成、それと、これは、３年間は３年間で終わったんですけれども、種子購入費の助成ということで、いわゆる事業を進めた人だけではなくて、公平性の観点から全体として支援して、いわゆる負担金の納入の助けにしようという支援はあったというふうに考えております。これだけ大口になっております。確かにいつも言われておりますけれども、今まで何やってきたんだということではありますが、その時々、時々で、我々としては対応してきたつもりではありますが、結果としては、こういう結果しか出ていないというのを深く反省というか、戒めているところでございます。 御存じのとおり、負担金納入者の死亡者というんですか、も出たということで、財産放棄までいっている方もおります。これからも予想されますので、最終、２３年度から見ると、もう６年もたっております。これからは多少緩やかにというか、延ばしながら納入を催促してきたところですが、これからはやっぱりもう少し厳しくシビアに土地処理等を進めてまいらなければという気持ちでおります。 ９番、山崎議員 私は、こういうような発言すると、何かしら国営の相和地区農地開発事業というのを否定するような受けとめ方をされるかもしれませんが、私はそういう意図は一切ありませんので、私はそれよりも、この農地開発することによって、共和、相和地区、それから鶉、館、中館、全部厚沢部町というのは、ある意味での大きな開発されることによって今日の生産体制が確立されたものだというふうに私は思っています。 きのうも、実はある私の隣の兄さんといろいろな話をしました。今年の作柄の話、けれども、その人が言われた、俺も国営の事業に参画して畑つくったけれども、この負債全部終わります
--------------------	---

議 町	したと、苦しかったと、だけれども、終わったんだよと、そんな話ししていました。だから、決してやった人は失敗でなかったんですよ。すばらしい世界、だけれども、それは。だからといって、そういうものに寄りかかっていい思いしようと思ったって、それはやっぱり自分の責任きちっと果たしてもらわなければ。 それで、第2問に今度入りますけれども、この納付の最終期限が平成23年というふうに定めておるんですよ。23年までに払ってくださいよという、しかし、先ほど副町長も言いましたように、現在で14名の未納者がおりますし、また、計画的に2億3,426万円、これが現実的には滞納額として残っております。 それから、この中には亡くなられた方もいますし、また、離農を中止してしまった、中にもいるということです。先ほどいろいろ言いましたように、そういう懸念が当たってしまったんですよ、完全に完納する前に。どうして、この23年納付、最終納付期限が定めてあるにもかかわらず、6年、7年、まだ猶予期間ありましたよね。それでも、なぜこんなに残額残るんですか。それはある意味では、やっぱり管理者責任というものもあるんでないですか。どうですか。 町長 この事業の成り立ちと言いましょうか、最初から放棄したんだということがわからなければ、なかなかこういうふうな話になるんだろうと思います。昭和48年にこの事業を立ち上げて、そして、この事業申請者は、実は相和でなくても、厚沢部土地改良区の申請者に、この事業の申請者登場して、下川部セイジさんが申請者、土地改良区の理事会で、当時はマツシマモトハルさんが土地改良区の総代議長で、そして、15人の代表者をもって、この事業を進めようということに進んだ事業であります。これらについての法的な制限の中で、この申請と同時に、この事業の
----------------	--

負担については、道知事が指定する納入期日にきちっと払いますと、下川部理事長の名前で誓約をされております。これが道のほうに出ていきます。 さん、それと同時に、それを土地改良区は出した時点で、厚沢部町も、もし土地改良区が払えない場合は、厚沢部町が払いますという、こういう誓約を当時はしていた。その事業によって、この相和という事業が進んだと、こういうことです。

御案内のように、この事業が進んで計画変更もしました。こういう中で、この受益者の皆さん方は、当初こういう滞納をなくするための手段として、それぞれの加入した農家は、毎年積み立てをしながら期成会というものをつくって、期成会の代表は、今ここに おりますけれども、の親で、 さんという方が受益者代表の期成会でした。その期成会で、それぞれが負担するべきものを毎年分割でため込んでいると、この滞納はなくしましょうという、そういう手段はとってきました。とってきましたけれども、途中で離脱したり、事業をやめたり、どこかへ行ってしまったり、死んだり、こういう人たちが 、積み立てたのは俺の分だと、よこせと。ところが、この国営の事業というのは、工事関係が全部終わらなければ納付期間が来ません。

したがって、その金を積んだやつから、おろした人も積んでいる人も約20年の間、まだ工事が進んでおったわけですから、それまでその金というのは積まれていた人と、おろしてしまった人とおった。このおろしてしまった人が、要するに、今こういうふうな状態になっているというのは現実であります。

法的に許されるものは、全て我々も行政処分を今までしてきました。はっきり言って銀行の貯金、あるいは郵便局の貯金全てそういうものの中で調査をしながら押さえるべきものは押さえてきました。今年も残念ながら民間の金融機関で積んでいるのを発見しましたので、それも押さえ

ました。そういうふうな取り立てといえ、ちょっと語弊があるんですが、そういう徴収をしました。

ただ、そこで、問題は、取る取るといえども、滞納処分停止の要件というのは、税法上にあるわけです。これを破って徴収するということはできない法律だと。したがって、今その方がどういう状態の人なのか、きちっと押さえて、処分できる人か、ある程度留保することが必要な人か、こういうことを見定めていかなければいけない。これが残念ながら早く処分してしまえばいいんではないかというのを足かせになっています。

そういうことがありましたですね。今まで大口で残っているものもあります。今これから恐らく裁判沙汰になるのも当然出てきます。我々もそういう覚悟で、今過去の実態を全部調べ上げておりますから、そういうふうなものの考え方の中で、ただ野放しにしてきたというつもりはありません、はっきり言って。

だから、そういう中で、ぜひこの不納額を出さないように、いかなる徴収方法によって不納額をつくらないかという、こういうことをいろいろ考えながら、1回に処分すると、滞納額の半分にもならないなんていう人、いかに処分しても意味がない、半分投げなければいけないとことを押しつける。

だから、そういう人には　　を与えながら、納められるとき納めさせ、そして、第三者による農地の貸し付けなんか指定して、その貸し付け代金もこっちが取ると、徴収するというふうな、なるべく現在のある債務を減少させた中で最終的な処分をすると、こういうのが1つのテクニックだと私は思っているんで、そういうことも含めて、順次処分をしていきたいと、こういうふうにお話をさせてもらったところで、完全な野放しという考え方はもちろん持っていませんし、今

議長 山崎議員	の法律上、どうしようもないというのが、今年の欠損というやつでありますから、法律を曲げてまで、相手を殺してまでというふうなことは法律上許されておりませんので、そういうことも含めて、じゃどういうふうな、納付者に簡便な取り立ての相談をしながら、常時納めてもらおうと、行政のやる方法だというふうに思っていますので、その辺も、今は確かに滞納額がありますけれども、これを徐々に回収していくという説明をしたところであります。 9 番、山崎議員 私も、今、町長のいろいろな答弁を聞いて思い起こしているわけではありますが、確かに一時期、 では負担金を納付するために積み立てをしたという、何かそういうことをしたことを今記憶にあります。そして、ところが、ある時期に、冷害になってどうしても経済的に苦しくなったんだから、それを取り崩したという、何かそういうような経緯があったようなことを今思い出していますけれども、本当であれば、ここに いますけれども、一番その辺の事情詳しいんで、だけれども、そっちは振るつもりはありませんので、本当にその辺で一番詳しく知っているだろうと思います。 それで、ただ、本当にこういう一覧表で説明を受けておりますけれども、ただ、受益者の中には年齢が、最高齢が 88 歳ですよ。80 超えた方の半数以上でしょう、これ見ると。そうしたら、温情もいいかもしれないけれども、それなりのきちとした形でやってほしいなというふうに思っています。 結局、見ますと、前にも私、昨年度の決算のときに、実は決算に賛同できませんという、そういう行動も起こしましたがけれども、それには余りにも、1 年間の 2 億数千万円ある滞納額に対して、納付額少な過ぎるんですよ。400 万円そこそこですよ、1.4 パーセント、1.6 パーセ
--------------------	---

議 町	長 町長 不用額につきましては、これは考え方としては法律的に徴収、不当なものというのが原則であります。ですから、我々は徴収的に不納なものは、時効完成権というものもあります。ですから、時効完成をさせない手段として、これは事務的にやっております。これは差し押さえだとか、制約だとか、こういうものが1つの手段になります。不用額というのは、要するに法律上、 ントでしょう、全体合わせると。それでは納付計画でないものね、そういうことであれば。だから、やっぱり行政としては、かなり長い期間、例えば最終年23年度過ぎても、まだ6年も7年も、何ぼ猶予してやってきたわけでしょう。もし100万円納付されれば、10年になれば1,000万円減るわけでしょう。だけれども、今これからいろいろな今まで問題になった5,600万円、5,700万円の滞納された方が、その間に180万円ですよ、総体の納付額が。こういうのを見ると、私は非常に残念に思うんです。余りにも少な過ぎるなと思っています。 これが結局、今これから5番目に質問しました監査意見がきつく、監査意見として今まで出ていたんでしょ、こういうことで駄目だよと。それで、伺いますけれども、もっともっとこれからは高齢者に思う、先ほど言いましたように、最高齢が88ですから、あと87、83、84、こういう方々がいらっしゃるんですよ、受益者の中に。ですから、確実に受益者が高齢化すると同時に、不納額というものは拡大していくだろうと思います。 この不納額というものに対する私は認識をまずお聞きしたいと思います。どのような形で行政としては捉えているんですか、不納額というものに対しては。場合によって不納額出たら、決算しなければならない状態も発生するわけですから、それに対してどのような認識をお持ちですか。
------------	---

議 長 山 崎 議 員	誰も受け取るものも嫌で、払う人もいないとか、こういうことで、取れる客体がなくなりましたというのが、これ不用額の対象者であります。これも法律上、どこへ行ったって取りようがないわけですから、そういうものが、ここで言う不用額ということになるわけですから、その不用額になる前にいろいろな手はずをすると、こういうふうな考え方でいるわけです。 いずれにしても、今間もなく、今年度中にも動く案件ありますけれども、これらについても、不用額が出ると予想されるとすれば、これはどういうふうにして、この不用額を防ぐか、こういう対策も当然していかなければいけない、こういうことになります。 ただ、法律上、移動という方式があるわけでありましてけれども、離農された方には、ただ物件をとって競売して終わりですよということにはならないです。法律上これは、その徴収された方が少なくともこれから生活できる範囲のものを残してやらなければならないのが法律なわけですから、そういう処分の中でも、そういう扱いをしなければならないという法的な制約がありますので、そういうことも含めて、最大限の徴収、最小限の生活根拠を与えると、こういうことになるかと思えます。 9 番、山崎議員 後で時間がありませんので、そろそろですけれども、1 つは、私は、物すごくこの収納率が低過ぎると思うんですよ。いろいろな事情あると思います。だけれども、この額からして、やっぱりこれだけの負債も背負った農家が、組合員がどうするかといったら、本当に寝る暇ないだけ考えてもらわないと解決できないと思いますよ。前の監査委員からの指摘がありましたように、あれでしょう、28 年度は 1.4 パーセント、全体的に。362 万円ですよ。それから 29 年度で 1.6 パーセント、416 万円でしょう。今年は、30 年度は幾らか変化が出てくると思うん
------------------------	--

議 長 農 林 商 工 課 主 幹	だけれども、やっぱりこれは、職員方に御苦労かけるかもしれないけれども、やっぱり納めてほしいんだということをお願いすべきだと思いますよね。まず、これが第1点。 それと、5番目の監査意見をどのように認識しているんだということも質問の中に入れましたけれども、監査の意見の中にはまだ、我々がこの監査意見をここで見ると、この文書に出てくるにはかなり優しい言葉で出てきているんだと思うんですよ。もっと、それ以上に口頭で監査した意見としては、口頭でかなりきつい話出ているんだと思うんですよ。その中でも強制的に撤収、徴収しなさいとか、それから不動産物件だって、競売を視野に入れた措置を講ずらないとかと、いろいろ意見として出てくるんですよ、監査のほうから。だから、それやっぱり監査意見はかなりきついものだと思うんで、 というのは重いものだと私は思っています。だから、それをぜひ実行してほしいと思いますよね。どうですか、津野君、まだ1回もしゃべっていないから、あんた、どう。 農林商工課主幹 ただいま御質問いただきました、まず収納率の関係でございます。確かに前年度までは御指摘のとおり1.4パーセント、全体から見るとかなり低い数字ということで、確かに御指摘を受けるのは当然のこととは存じております。ただ、今年度につきましては、町長からの答弁もありましたとおり、やはり長期間このまますることが未納発生にどんどんつながっていったということで、今年度につきましては、答弁にありましたとおり1,300万円、ただ、今相続財産管理をしているものも含めていけば、今年度については3,500万円以上の納付が見込めるのではないかと考えております。 また、ただ、大きく処理できたからと言ってこれとどめるのではなくて、現在中間層です
------------------------------	---

議 長	ね、大口についてはなかなか難しいところあったんですけども、中間層でもうちょっと納付額がふやせるのではないかといいところは、１１月、１２月をかけて面談をしております。その中で、やはりこのままでは、今の計画のままだと何年かかるかわからないという状態なので、きちんと何年で、どういう形で払っていくかという計画をつくりましょうということで、１件については既に計画書を提出していただいて、１件については現在まだ未提出なんですけど、早い段階で計画をつくっていただきたいと考えております。 また、先ほどこちょっと御指摘ありました８８歳という方についてなんですけど、ちょっとリストを見ながらの答弁になってしまうんですが、こちらにつきましては、農地を引き受けたいという方がいらっしゃいますので、そういった方は財産価値がどれくらいあるかという話になると思います。計算した結果、やはり財産価値と同等額の負担ということに、現在残っている負担になりますので、こちらのほうは売却時点をいつにするかという問題ありますが、解消されるのではないかと考えております。 次に、監査委員の指摘ということで、山崎議員おっしゃるとおり、監査当日については、かなりと言ったら語弊あるんですか、かなり厳しい御指摘をいただいております。こちらは口頭での御指摘なんですけれども、やはり今の計画だと、何年かかって納付できるんだと、こういうのを計画で、計画というのかというような御指摘も受けていることも踏まえまして、現在滞納となっている方に面談をした経過等もありますので、今後にも必要に応じて面談を重ねて随時納付していきける形もとっていききたいとは考えております。 以上です。 山崎議員、一般質問の持ち時間が過ぎてきましたので、次の質問で、最後の質問といたしま
------------	---

山崎議員	す。
	最終的には３０年度は９月に決算審査、私どもは４月改選期あるものだから、どうなるかわからないんだけど、９月がありますよね。だけれども、場合によっては、そのときにいい結果がまたきちっと示されてこない限りは、残念になるんですね。ですから、苦しいと思いますよ。それは今日、ここだけでないんだ、農協の負債持ったところだって、みんなだって苦しい、その中でも涙垂らしながらも、みんな頑張って返済して、の体制をつくってきたんですよ。だから、やっぱり町だからと、町のこの８億円というものは、みんなの財産をそういう事業のために入れたわけだから、その気持ちをぜひ察してほしいと思います。
	そんなことで、お願いを申し上げまして、特に、津野君、担当であしたから走り回りなさい、あんた。そういうことをお願いして、私は質問を終了します。ありがとうございました。
議長	それでは、一般質問の途中ですが、１４時ちょうどまで休憩します。（１３：４５）
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。（１４：００）
議長	一般質問を続行いたします。
議長	それでは、次に、１０番、佐々木宏議員
議長	１０番、佐々木議員
佐々木議員	それでは、平成３０年第４回定例会一般質問をさせていただきます。 日本の人口が減少する中、人手不足に対応した外国人労働者の受け入れを拡大する改正入管難民法が成立されました。 一方、近年の農業情勢は市場原理に基づく競争力強化を推し進める農政改革や安倍政権の成長戦略である国際貿易交渉では、ＴＰＰ１１が６カ国で国内手続を終え、１２月３０日に発効する

議 町 長 長	のを初め、日EU・EPA協定が国会承認され、来年2月発効するなど、過去最大規模の農産物市場開放が見込まれております。さらに、来年1月からは、新たに日米物品貿易協定の締結に向けた二国間協議が開始されます。トランプ政権は対日貿易赤字の削減を重要課題に掲げており、農業が工業製品の犠牲となる貿易交渉が進められる状況下にあります。 前から質問事項でございます。1点目のTPP発効への対応ということでごくっております。本年の農産物の作況については、6月からの低温、日照不足など、天候不順により、北海道の水稲作況不良が90、檜山93と、本町においてもJA新はこだて厚沢部支店の農産物取り扱い数量・販売額とも計画を大きく下回っている状況であります。 政府は、TPP対応等の農水産業への強化策を打ち出しておりますが、生産現場では本年の不作とあわせ強い懸念が広がっております。本町農業の振興を考えたときに、国の政策とあわせて町独自の政策を講じていく必要があると思うところであります。 そこで、以下、4点について町長の見解を伺います。 1つには、収入保険への加入状況であります。 2つ目に、スマート農業推進に向けた今後の支援であります。 そしてまた、3つ目に、スマート農業実証農場設置の考えはないか。 そして、4つ目に、小規模農家支援、ハウス事業などの考えはないのかと。 以上であります。よろしくお願いいたします。 町長 佐々木議員のTPP発効への対策についての質問であります。 まず、TPP発効による本町農業への影響についてであります。平成30年2月に、北海道
-------------------------------	---

が影響についての分析をした結果では、農畜産物全体の生産減少額は２９３億円から４７０億円、うち畑作物に限定すると５５億円から７９億円と試算されているものの、国内対策により、生産や所得が確保されると見込まれておるところであります。

ただし、ＴＰＰの発効による影響が少ない場合においても、将来的にわたり本町農業が維持・発展していくには、未来を見据えた技術の導入と農業経営の安定、農業の担い手の確保を図ることが基本的な事項として認識をしているところであります。

御質問の中での１点目、収入保険制度への加入状況についてでございますけれども、収入保険制度は農業経営者ごとの収入全体を対象とした総合的なセーフティーネットとして、平成３１年１月に始まる新たな保険制度であります。

収入保険制度のメリットは、収入の予期せぬ減少が生じた場合、品目や減少理由によることなく農業収入そのものが補填されることにあります。

現在、みなみ北海道農業共済組合で、加入についても周知やアドバイスを行っているところですが、現時点での申し込み件数はゼロとなっております。

その要因の１つとして、制度的な部分においては、対象が青色申告を行っている個人・法人に限定されて、加入対象者にならない点があるわけで、また、個々の農家の方々の状況や判断となりますけれども、現状の共済制度やならし対策において収量減少や価格低下に対応しているため、収入保険のメリットが見えにくい点があるというふうに考えられます。

２点目のスマート農業推進に向けた支援についてでありますけれども、町ではスマート農業を導入するため、平成２９年度にはＧＰＳ基地局を町内３カ所に設置して、利用環境を整備するとともに、平成３０年度は国の補助事業を活用し、ＧＰＳガイダンスや自動操舵の導入を促進して

議 長 佐々木議員	います。 次に、３点目のスマート実証農場の設置についてでありますけれども、農林水産省では、ロボットやドローン、ＡＩなどの先端技術を活用したスマート農業加速化実証プログラムを平成３１年度に概算要求しております。 実証実験の導入については、確かな補助金活用による形式的なメリットがあるとは考えられる反面、モデル的な事業には先端技術を持った研究機関や事業者との連携、そして、農業生産団体と一体となって推進しなければ、その持続性も課題となってまいります。現状では確立された技術を補助金活用により、いち早く有利な条件で導入できる環境の構築がより現実的であるというふうに考えております。 ４点目の小規模農家支援ハウス事業を町単独事業で導入することについてであります。現在、農に生きるパート７を策定するためのワーキンググループを設置して、定期的に内容を協議しております。その中で営農規模及び類型ごとのあるべき姿についても今後議論されますので、議論が一定程度進んだ段階で、ハウス事業にかかわらず町全体の農業をどう発展させていくかを検討した中で判断してまいりたいと、このように考えております。 １０番、佐々木議員 さっくりとした丁寧な返答ありがとうございました。 １点目の収入保険に関してでございますけれども、ＴＰＰ１１、そしてまた、日ＥＵ・ＥＰＡ、実質的に来年度から発効されるわけです。それに基づいて米国はＴＰＰ以上の市場開放と関税引き下げを求めてくるのが目に見えていることでもあります。当然経営を守っていくということになると、やっぱり今年も大変共済制度のお世話になっておりますけれども、それ以上に収入保険
----------------------	--

議 副 町 長	の加入というものは必然的な部分になるんでないかなと私は認識しておるところであります。 質問通告の仕方がちょっとまずい面もあったんですけども、農業経営の安定と担い手確保といった観点で、本年の不作に応じた対応という部分は考えておられませんか。ＪＡでは、畑作物全般で３割から４割の収量的な減収があるというようなことで、生産高では山崎さんがおっしゃられたような金額の実態にあるというようなことで、農協では早々に１１月段階で減収対応というようなことで、資金面の手だてをしているわけです。従来の方の対応としては、そういった部分の利子助成といいますか、支援といいますか、そういう対応はできないものなんですか、どうなんですか。 副町長 実績対比というか、今のＪＡで決算見込みは、厚沢部町の場合約２９億円ということで、計画対比であると４億円ほど下がっているんですけども、実績対比、いわゆる２９年度の実績対比すると３億円くらいの減、１０パーセントぐらいの減ということでございます。去年の共済組合のほうのあれがちょっとよくわからないんですけども、先ほど資料もらいますと、３億円くらいということがありましたので、そうすると、実績と共済だけで比べると、そこそこのところはいくのかなというふうにも思ってさっき聞いていたところでございます。かつてであれば、農協が資金対応した分の利子補給等という対応というのが、やった年もあるわけでございますので、その辺、結構早い時期に農協のほうが動いていたというふうに聞いているんですけども、うちのほうには何も言ってきていない。それに何人の農家が手を挙げたのかも全く報告がないような状況でございますので、その辺、本当に貸し付けは、対応はしたけれども、実績があったのかどうかも含めて確認したいと思っておりますけれども、現時点では何もないということで、現段階では町
----------------	--

議 長 佐々木議員	として何も考えていないという状況でございます。 10番、佐々木議員 その中で、ジャガイモ、バレイショが相当狂っているというようなことがあります。バレイショ作付関係者から、種芋施設更新というようなことで積み立て、キロ2円やっていますけれども、今年については、1年先送りといった形とれないかというような声も聞こえておりますけれども、その点についてはいかがなものでしょうか。
議 長 農林商工課主幹	農林商工課主幹 バレイショの選別施設の利用率ですが、現在はキロ当たり2円ということで納めていただいている状況ではございます。 ただ、毎年の計画量が6,800トンということで計画しておりますので、まずはその通知に対してどうなのかということと、あとは実際の、先ほど収量とかも少なくても共済金が補填されるということで、実際の収支を勘案しながら検討する必要があるんですが、先ほど副町長の答弁からありましたとおり、まだちょっと正式にJAから要請とか、数値的なデータというのをいただいておりますので、今後の検討事項として考えたいと思います。 以上です。
議 長 佐々木議員	10番、佐々木議員 年末いつも農協等のほうからも要請があると思います。そういった中で、利子の手助け、あわせて、またそういった施設の積立金といった分を考え合わせた中で前向きな部分で検討していただければというふうにお願いを申し上げておきます。 次に、②のほうですけれども、スマート農業に向けた支援というようなことで、土は我が町は

議 副 町 長	整備されて、そして今年も实际的に国の補助事業を活用して進んでいるというようなことであります。今後も大規模経営体においては、ＩＴを 　　　　ような技術だろうというふうに思います。そういったような部分で、国の制度とあわせて、今後も積極的に町単も上乘せした中で事業を進めていく考えが大事だろうというふうに思っているところであります。以上、深くは言いません。 あと、次、３点目のスマート農場設置といった部分です。これについては、来年度と年度変わるんですけども、３１年、３２年という２カ年でロボットとＡＩ含め先端技術のスマート農業といったものが国で進めていると。それにあわせての実証のプロジェクトといった中で、農場という部分も出てきております。そういった中で、活性化センター等を含め、その辺で何とかできることないですか。何か考えられるようなことないでしょうか。逆にこっちのほうから提言して、やっぱり取り組んでいったらいいんでないかなと。 副町長 スマート農業、聞こえは大変すばらしいし、私もこれが当然主流になってくるんだろうなというふうに思っております。スマート農業自体が、いわゆる今うちが導入しているような、何というんですか、無人操舵だとか、ＧＰＳで動くとか、そういうことだけではなくて、いわゆるロボットというんですか、産業ロボットなり、あとＡＩやＩＯＴ、いわゆる、そういうコンピューター技術を使ってデータ蓄積する中で、どういう栽培方法だとか気象条件によって、今何が必要だとか、そういうことを調査し活用していくというようなことも含めて、スマート農業なわけでございます。 現実的には、そこまでやるとなりますと、活性化センターとかよりも、さらに本当の日本の先端技術の大学なり、メーカーなりとタイアップしながらでないと、なかなか難しいのかなと思っ
----------------	---

議 長 佐々木議員 議 長	ております。 今、現時点でのうちで進めている自動走行のトラクターなりのレベルでありますと、各、おのこの実証実験するというよりも、の圃場でも利活用できる段階に入っているということでございます。できれば、そういう大学なり民間企業とタイアップしながらやればいいんですけども、どちらかという、町長の答弁にありましたとおり、ある程度、もう少し確立されてから導入する、補助金を入れながら導入するという形がベストなのかなというふうに考えております。 10番、佐々木議員 山崎議員からもお話あったように、新はこだてで厚沢部町だけが何といたしますか、自然を相手にした一般畑のウエートが多いというようなことで、災害に対応ができていないと、できていないという、何という、そういう自然の条件をまともに受ける農業経営体であるんですよね。そういったことで、町長以前に、土層改良といったような、作物はやっぱり町長が言われたように、人は土をつくるんだと、土は堆肥だと、堆肥は人のやる気だというような大変明言を残していますけれども、その土層改良といったような部分で、以前、大変連れてきた講師先生が、すばらしく改良できる内容だなと思ったんですけども、そういった部分をこういった実証実験の中に載せて取り組んでいったらいいかというような、ただ一遍の講習会だけでなくして、きちっと実態に沿った行動といたしますか、事業を進めていくのが大事でないかなというふうに思いますけれども、そういった部分は組み合わせ、今回のこのスマート農業の部分には組み入れることはできないんですか。どうですか。 町長
------------------------------------	--

町 長 議 佐々木議員	今、佐々木議員が言われるように、一番基礎的な話であります、これは。今は厚沢部町で何を部分的にその会議をしても中途半端になってしまいます。というのは、今、佐々木議員が言われるように、土層改良ができていない農地はばかりの中でやるからこういうことだね。土層改良というものは、もう既に熊本県のほうでは、既にもう市町村が条例化して、既にみずからの町の農地は守るというふうな感覚なり、条例まで起こされております。 私も厚沢部町のメイクイン、特に作物を死守するためにも、そしてシストセンチュウからこの農地を守るためにも、この土壤保全基本条例というものは必要であるというふうに実は考えているところであります。早い機会にこの土壤保全基本条例というものを厚沢部町は起こして、そして厚沢部町の農地はみんなで守るというふうな、こういう基本的な考え方持っていきたいと、こふうに考えております。 その過程の中で、今言う、佐々木議員が言われるような、こういうモデル的なものもセットでものを進められれば、これは農家負担もやや少なくて、そして、そういうふうな基本的な考え方、モデル的な考え方、そして、全道、全国、まだ見当たらない施策というものが出てくる、こういうふうに思っております。 いずれにしても、この土壤保全基本条例の制定する時点に、こういうものを含めた佐々木議員の考え方の今のものも含めた中で検討していくべきだろうと、こういうふうに思っております。 10番、佐々木議員 条例制定まででなくして、すぐに今日から取り組んでいかなければならない大きな課題でございますので、JA含め、当然関係機関　大きい大学という専門機関も組み入れた中で、ぜひとも進めていただきたいというような提言をしまして、④のほうです。
---	---

小規模農家といった部分でございます。これに町長冒頭、収入保険等でも御答弁あったように、収入があれば教え合っている方もおられますけれども、ほとんどはやっぱり個人経営体というようなことで、弱い体質になっているというようなことであります。農に生きるパートナーも新バージョンで来年度中にはでき上がってくるのかなというふうに思っておりますけれども、ただ、町内見渡しても、国の政策もそうなんですけれども、力のある、競争力に勝っている経営体が生き残っているというか、そういう集落の状況でもあります。集落は大きいのがばかりであれば、それでいいのかというようなことは決してならないんですね。いろいろな集落の環境保全考えたときに、いろいろな農業者含め、人々がいないと集落はなっていないと。

次の２番目の質問にも関連してくるんですけれども、再度集落を農業者の主体的な取り組みといったものを農業政策に講じていく必要があるというふうに改めて思っております。集落に関しては、２回ほど以前もやったんですけれども、何か堂々めぐりの私の思いと違う、違うというか、なかなかかみ合わない状況にありますけれども、そういうようなことで、ぜひとも、これ次に関連しますので、よろしく、あわせて御答弁していただければというふうに思うところであります。

そんな部分を含めまして、次の２番目の元気な地域づくりの推進をとというような部分に入っていきたいというふうに思います。

２番目の質問です。本年、産業厚生常任委員会第１回所管調査において、限界集落の実態が本町２０地区のうち８地区が規定の報告に当てはまるというような報告がされております。平成２７年にはまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、４つの基本目標と基本方針を示しております。しかし、本年の町民文化祭が一会場の集約型となるなど、厚沢部町全体の地域力の低下を感

議 町	長 じるものです。 本町の素敵な過疎のまちづくり基本条例には、幾世の先人たちが築き上げ、受け継いできた文化・歴史・産業・人情を重んじ、さらに時代とともに発展させ、魅力ある住みよい厚沢部町として次の世代へと引き継いでいかなければなりませんと明記されています。日常生活は地域社会で営むほかないものでないかというふうに思います。あわせて、超高齢化社会になればなるほど地域志向は強まっているんでないかと思うところです。本町の伝統的な町内会、旧部落と言った地縁組織に期待し、その能力を引き出す手法が重要と考えるところです。 そこで、元気な地域づくりに向け、人口が減っても元気な集落を維持できるような町内会が主体的に取り組めるよう丁寧できめ細やかな対応が求められると思います。 秋田県五城目町では、人口減少、高齢化が進む中でも、68町内会でのワークショップを実施し、10年後の未来の目標を描く町内会ビジョンを作成しています。このように本町においても、地域合意の後押しが必要と考え、以下、4点について町長の所見を伺うものであります。 ①に8地区の限界集落はどこでありますか。 ②元気な地域づくり支援事業実施の考えはあるか。 ③に集落振興支援条例立案の考えはありますか。 ④町内会支援窓口の設置はどうなっていますかと。 以上、よろしくお願いいたします。 町長 佐々木議員の元気な地域づくりの推進をとの質問であります。 1点目の8地区の限界集落はとの質問でありますけれども、議員も御承知だと思いますけれど
----------------	--

も、限界集落とは、社会学者が提唱した概念、65歳以上の高齢者が半分以上占める集落のことを示している。冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれていると言われており、ところでございます。

その考え方のみを数値的にあらわしますと、本年5月末住民基本台帳の人口をもとに町内会単位で見ますと、まず、美和、滝野稲見、清水、鶉、木間内、社野山、城丘、中館、富里の8地区であります。

しかしながら、地域の活力とは単に年齢で判断すべきものではなくて、地域住民の活発な交流や互いの助け合いなど、かたいきずなが大切でありまして、そのように活動あるものだというふうに認識しております。

2点目の元気な地域づくり支援事業実施の考えはとの質問でありますけれども、何をもって元気な地域づくり支援事業というのかがちょっとわかりかねますけれども、質問の中にありました秋田県五城目町では、1町内会、3年間で150万円を上限とした既存集会所の改修などを支援すると、また、3年間で100万円を上限に花壇づくり活動に見守り隊設置をすると、除雪機械購入、ふれあいサロン等への支援を行っているというところでございます。

本町では、地域のコミュニティーの場となる集会施設は、ほぼ町内会ごとに町営で設置をしております。また、各町内会からの町政要望や各地区での座談会の開催で、町民からの御意見、要望をいただき、施策に反映しております。

さらに、各地区には駐在員を配置して、役場との連携調整や住民の利便性を図りながら、防犯活動、敬老会、LED照明設置など、電気料の補助なども町内会での自主的な活動に対しての支援をしているところであります。今後もよく町民の声に耳を傾けて、健全財政を維持しながら施

議 長 佐々木議員	策を展開してまいります。 3点目の集落振興支援条例立案はとの質問であります。 本町では、素敵な過疎のまちづくり基本条例がありまして、この中で自治活動の推進やコミュニティの活性化もうたっているところでありまして、集落振興に特化した支援条例の制定は考えていないところであります。 4点目の町内会支援窓口の設置はとの質問でありますけれども、町内会連絡協議会の事務局である総務政策課住民運動係がこれらの窓口となっております。 以上であります。 10番、佐々木議員 ありがとうございました。 限界集落、改めて町民からも限界集落8つもあるんだねと、どこなんだというような質問をされて私も認識しておりませんでしたので、改めて私が当初限界集落といった文言が出たときには4つだったんですけれども、それから年数も経過しておりますので、8つまでになったがというようなことで、やっぱり中心街以外の地域がそういったくくりの中に入ってきているということで、何ともやるせない思いがあります。 それで、2点目の元気な支援事業は何だんだと、何聞いているんだというようなことでございます。これについては、通告の仕方がもうちょっと私のほうで丁寧に通告すればよかったのかなというふうに反省しております。 支援事業と言いますのは、ひと・まち・しごと創生計画の折にも、あの中にも出てきていました。出てきたんです、私も策定委員やった中で。これは地域ごとの集落の将来ビジョンといった
----------------------	---

議 副 町 長	ような部分が何人になるんだという推計ができるプログラムが示されておりました。そういったようなことをつくるには、やっぱり集落ごとにワークショップと言っていいのかなのかわかりませんが、みんなに集まってもらって、ワークショップを開いて、そしてうちの町内会の課題って何なのというようなことを、これみんな言わなくてもわかっているんですよね。後継者いない、年いっていると、そういうのをみんなで話し合うことにおいて、きちっと改めて認識するということが大事だと思うんですよ。 そして、それはどうやっていったらいいのよというような、要するに、五城目町でないですけども、１０年後のおらの町内会こういうことでやっていくべやというようなことがきつと出てくると思うんですよ。それを当然達成するためには幾らかお金もかかる部分も出てくるんでないのかいというようなことを言っているわけです。それを乗り越して支援事業どうだというような質問であった部分については反省する部分であります。 どうなんですか、これはまち・ひと・しごと策定計画の中でも示された集落ごとのやっぱりそういう、今からでもまだやっていったら間に合うんでないですか。私は必要だと思うんですけども、いかがなものでしょうか。 副町長 町内会活動というのは本当に大切なことであります。町の活力というのは、まず、そういうところから出てくるのかなというふうに思っております。 今ちょっと私も質問のほうがわかりかねるところあったんですけども、集落ごと、町単位で全体の１０年後の年齢の姿、いわゆるこういう動きになるよと、人口は推測すると、こうなるよというのにも出ますから、当然集落単位でも出せないことはないと思うんですけども、それが果
----------------	---

たして結果としてどうなんだということがございます。限界集落、限界集落と言いますけれども、実際に木間内さんの山もあるわけです。国道を走っていて、ここが限界集落だなと思う人はほとんど誰もいないのではないかなというふうに思います。要は、その集落、集落でどれだけコミュニティがとれているのかというところが一番大事だなというふうに思っております。

私も五城目町知らなかったんですけども、今回の質問を受けて、ネット等で見てみました。大変参考になるなというふうに思っております。本当の意味で協働のまちづくり、いわゆる行政と町民が対等の立場で協力し合って、ともに働くまちづくりを進めていこうとしているんだなということだと思います。我々も本当に参考にすること多々あるなと思います。

私が感じたところによると、まず、まちづくり座談会をやっているとか、町政要望聞いているとかということがありましたけれども、とにかく町が一方的に説明して終わる、あるいは町への住民の要望、陳情型になっているのではないかなと、地域全体の要望、陳情というよりも、だんだんの、その辺はクリアされてきたので、個人的な要望等にもなっているのかなというふうになっております。

そういうことだから、少し参加する人数もだんだん減ってきているのかなという反省をしているところがございます。もっと時間は限られておりますので、やり方として町民からの提案を受ける、要望、陳情でなくて提案を受ける仕組みにすると、少しは参加者もふえてもらえるんじゃないかなと思います。今年度は実施しないわけですが、来年度以降、いろいろ工夫するところがあるんだろうなと思います。

それで、五城目町の例ありましたので言いますと、町内会アンケートをして、そのアンケートに基づいて10年後の自分たちの姿というのをワークショップしたということがございます。1

議 長 佐々木議員	0年後一番大切なのは何かというと、やはり町内会のきずなと防犯、防災の強化を希望しているということでございます。それからいきますと、今年度の防災の関係で館町と富栄の町内会から声かかりまして、うちのほうの担当が行って、そういうワークショップ等をやっております。そういうところからだんだんとそういう隣同士のきずな、困っているときの助け合いが始まるんだろうなと思っております。もし、そういう声があれば、うちのほうでも日程調整しながら参加しますので、そういう中で町内会と協力しながらやっていければなというふうに思っております。 10番、佐々木議員 町内会からの声というのはなかなか出てこないと思うんですけども、その仕掛けづくりといの、それが何なのか、ちょっとその工夫がやっぱり必要だと思うんですよ。そこを見つけた中で進んでいかないと、みんな実態はわかっているけれども、問題解決の方向には進んでいかないというのが大きな課題でないかなというふうに思っているところであります。 それで、支援事業の中身というのは、そういうことでありまして、あと振興条例と窓口といった4点目の部分であります。残念ながら、本当に人口も4,000人去年切ったなと思ったら、あれよあれよという間に3,800人台になったということであります。私も以前2回ほど、3回ぐらいになると思うんですけども、やっているよと、町内会はきちっとやっている、民生委員の相談、地区駐在員の広報配布、町内会に対する支援、まちづくり座談会でもきちっと意向を聞いていますよと、それでもやっぱり減るというのは何だろうというようなことあります。 それにはやっぱり、一番大きくショック受けたのが、若い世代が仕事ないから町場に出ていくというんならわかるんですけども、年配の方でもいなくなる、いなくなるといえば失礼なんですけれども、病院の関係もあるのかどうなのか、転出されているというのがショックです。
----------------------	--

議 副 町 長	そういったような部分で何といいますか、従来の住民同士のきずなというのが薄れているのがそういった転出の要因にもなっているのではなかなというふうに思うんで、そこはきちっと、おらが町いいなという部分を何らかの形で進めていかないと駄目でないかなというふうにとろ思うところであります。 そういったことで、以前にも申し上げましたけれども、集落支援員の設置、担当職員の専任といった部分でも、そういうこと要らないでしょう、ペケというような答弁であったんですけども、やはり従前といいますか、20年ほど前は町内の役場職員が各集落に必ずいたと言えば失礼ですけども、いました。今現在の体制を見ると、なかなか年代も若返って職員の顔も知らないというようなこともありました。そうすると、やっぱり役場というか、行政とのつながりも、なおさら希薄になる部分もあるし、そういった部分できちっと職員と接点持つ方法も考えていただければというふうに思います。どうですか、これ、ショック受けるのはやっぱり葬儀ですよ。葬儀やるに人少なくなってきたというのが実態的に感じます。そういった部分に滝野稲見地区は誰々が手伝いに行けやというような体制とられないんですか。 副町長 今、葬儀と、そういう場合、一言声かけてくれれば、誰それと決めなくてもお手伝いは幾らでも受けます。受けますけれども、担当、担当をつけて常にととなると、やはり今のなかなかそれは難しいのかなと思います。住民運動係という窓口ありますけれども、総務政策課の中に、そういう相談をしてくれれば、そういう対応はいたします。 地域、地域でだんだん若い人がいなくなって活力が少なくなるということでございますが、五城目町のアンケート調査の中見ますと、やはり人口が減ってもみんなと地域で仲よく暮らしてい
----------------	---

	きたい、あと楽しく近所づき合いをしたいというような意見がほとんどだそうでございます。うちのほうも多分アンケートとると、そういうような町内会のきずなを求める声になるのかなと思います。地域の中で足りないところは我々も一緒になって知恵を絞って何らかの対応を考えていければなというふうに思っておりますが、あくまでも住民主体の協働の精神というのがやはり一番大切なのかなと、それが一番長続きするのかなというふうに思っております。
議 長	10番、佐々木議員
佐 々 木 議 員	ビジョンといいますか、創生計画、ビジョンは立ち上げているんですけども、ぼんと木は植えたけれども、植えっ放しで枝葉出てくるようなサポートが足りないんでないかなというふうに思いますので、より人口展望に近づけるためには細やかな話し合いというか、活動を進めていかなければならないんでないかなというふうに思います。 町民一人ひとりがまちづくりの主役、主体であることを認識した中で、議会と町がともに力を合わせて、本当に各集落ごと、豊かで活力に満ちた素敵な過疎のまちづくりを実現するために、ともどもに頑張っていきましょうというようなことを、町と皆さん継続的に、改選期来年でございますので、なかなか計画にのせるというようなことも難しい部分があるかと思いますけれども、すぐさま、何というの、改選になってでも取り組むという姿勢をぜひともお願い申し上げます、私の質問を終わります。ありがとうございました。
議 長	一般質問の通告は以上であります。
議 長	これをもって終結します。
議 長	これより議事に入ります。
議 長	日程第6 議案1号平成30年度厚沢部町一般会計補正予算を議題とします。

議	長	議案の説明を求めます。
議	長	税務財政課長
税 務 財 政 課 長	長	議案第 1 号の平成 3 0 年度厚沢部町一般会計補正予算（第 4 号）の内容について説明いたします。（議案の内容説明省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	最初に、歳入全般について質疑ありませんか。ページ数は 8 ページから 1 6 ページまでです。
議	長	7 番、只野議員
只 野 議 員	員	8 ページなんですけれども、地方交付税、昨年は 2 4 億 2 , 0 0 0 万円ぐらいあったんですけれども、最終的に、今、課長言われたように、2 0 億 8 , 8 0 0 万円と言っていましたか。これがそれこそ今年度の最終的な数字なんですか。
議	長	税務財政課長
税 務 財 政 課 長	長	これはあくまで普通交付税の額でありまして、先ほど言った数字は確定額であります。ちなみに、昨年度の普通交付税につきましては 2 1 億 6 , 7 1 7 万 5 , 0 0 0 円でありましたので、普通交付税だけ見ると昨年度よりも 7 , 8 4 0 万円ほど減額になっております。
議	長	歳入全般について*****質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	それでは、次に、歳出の質疑に入ります。歳出は 3 つに分けます。
議	長	最初に、1 款議会費から 4 款衛生費までの 1 7 ページから 2 5 ページまで、次に、6 款農林水産業費から 7 款商工費までの 2 6 ページから 2 7 ページまで、最後に、8 款土木費から 1 2 款公債費までの 2 8 ページから 3 2 ページまでです。
議	長	それでは、最初に、1 款議会費から 4 款衛生費まで、ページ数は 1 7 ページから 2 5 ページま

議長 山崎議員	でです。 9番、山崎議員 ページは18ページの財産管理費で172万4,000円、土地購入費とありますが、これはどこで、目的どういうことで土地購入ということなんでしょうか。もうちょっと中身を詳しくお知らせ願いたいと思います。
議長 総務政策課長 議長 山崎議員	総務政策課長 この土地の購入につきましては、緑町の道の駅の道路用地部分の購入費であります。 9番、山崎議員 ただいまの質問と関連ありますが、これは緑町の道路の土地の購入というんですけれども、あの土地、道路をつくるということは、あそこのあくまでも椰子乃木さんなりあそこを買収し、それから道の駅を大きくして広げると、そういう意味合いが入っているわけですが、これは道路の土地の購入だけだと、椰子乃木とか、そういうほうの折衝なり、それは、交渉なりはどのくらい進んでいるのでしょうか。やっぱりこれあわせていかないと、土地の道路だけつくっても、全然意味がなさなような気がしますけれども、椰子乃木さんのほうなり、それから道の駅を大きくするなり、改築するなりいろいろと、その構想というのはどの辺まで進んでいるのかお願いします。
議長 副町長	副町長 事業の関係上、互いの合意はあるんですけれども、事業の関係上、まず町道ありきで、その後の駐車場分に補助金がつくということになっていますので、今1回で出してしまうと、全部町単費になってしまうわけです。とりあえず最低限の町道分を確保すると、それをもって道の駅駐車

議 議	場整備という構想が進んでいきますよ、ここに町道がありますよという意味合いで、今回はこれだけを出させていただいたということでございます。 1 款議会費から 4 款衛生費まで質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	それでは、次に、6 款農林水産業費から 7 款商工費まで、ページ数は 26 ページと 27 ページです。
議 中 山 議 員	1 番、中山議員 26 ページにある後継者の就農援助奨励金が出ています。これは 1 名だと思えるんですけども、地区的にどの地区なのか。それと、もう 1 点は、商工費のほうで、観光費の中で賃金が減額されて、委託料が増加しています。これはどういうことなのか、内容を説明していただきたいと思います。
議 農 林 商 工 課 主 幹	農林商工課主幹 まず、1 点目の後継就農奨励金ですね、こちらのほうにつきましては、住所としては赤沼なんです、新栄地区の農家さんの御子息になります。 次に、商工費の部分で、賃金を落として委託料が増額されていることにつきましては、今年従事していらっしゃった方が 10 月末で退職したいということで申し出がございました。そうすると、トイレのほうは 365 日清掃が必要ですので、業者さんのほうに委託するような形としました。ただ、業者委託になりますと、やっぱり賃金と委託料と比較すると、委託料のほうが当然高くなりますので、1 月以降の不足分を補正予算計上させていただいたようなこととなっております。 以上です。

議 長 中 山 議 員	1 番、中山議員 農業後継者ですけれども、今現在は赤沼に在住して、これから新栄のほうで農業をやると。ということは、新栄のほうの農家の御子息ということになるわけ、そのように理解してよろしいですか。 それと、もう 1 点、さっきのトイレのほうですけれども、やめた方がいたということで、従来は専門にその人に頼んでいたと思うんですけれども、今後、このさわやかトイレの掃除業務というのは業者に依頼して、高い賃金を払っていくのか、その辺は今後の方向としては来年度に向けてどのようにやっていくと。
議 長 農 林 商 工 課 主 幹	農林商工課主幹 1 点目の後継就農者の関係でございますが、おおむね今、中山議員からおっしゃられたとおりですが、実は今年から厚沢部町に住んでおりまして、農業の手伝いなんかを通じて、年間通してやって、それで後継就農者として今回認定に向けて補正予算を組ませていただいているところでございます。
議 長 副 町 長	副町長 さわやかトイレの関係につきましては、高齢で前からやめたいという希望があったんですけれども、なかなか人も探せなくて、何とか何とかということで延ばしてきたんですけれども、やはりちょっと毎日やる仕事で病院通いもあるということでリタイアされたということでございます。以前からそういう要望ありましたので、町内回覧等もしまして、ハローワークにも出しまして人探しをしていたんですけれども、なかなか見つけれないということでもあります。 それと、今までは 1 人でやってもらっている、一日何回か 1 人でという、毎日ということでご

議長 中山議員	ざいますので、これは今の働き方改革から言うとN Gのほうに当たりますので、うちとしてはやはり2人体制くらいで、ちょっとお金のほうは下がるんですけども、2人体制くらいでやればなということで探していたということでございます。どうしても見つからなくて、高齢者事業団にも声かけたんですけども、どうしても見つからなくて、やむを得ずトイレ汚いままにしておくわけにいかないので、今回当面の措置として業者に声をかけたところ、1軒目の業者はできないと、人不足でできないと、もう1軒の業者が厚沢部町の道の駅であれ対応できますということがあったので、そこをお願いしたということです。 ただ、来年度以降、たしかおっしゃられるとおりに経費がかかるわけでございます。できればうちとしてはやはり今までどおり1人というわけにいかない、先ほど労働時間の関係ありますから、2人くらいを探して町内の方、できれば近くの方を探してやっていただきたいという希望でございます。ございますけれども、それも人がいるかどうかと、人探しも一生懸命やりますけれども、そういう状況にあるということでもあります。 1番、中山議員 大変私もトイレ見た中では、大変さっき町長の答弁にもあったんですけども、だんだん古くなってきて、においもちょっと強烈になってきているというようなことで、多分トイレの掃除というのは大変なんだろうなというふうに思っていますけれども、今、人がいない場合は、どうしてもいない場合はやはり業者と、委託ということを視野に入れているようでございますけれども、道の駅の改築ということになっていく中でのトイレの清掃業務というのは重要だと思うんで、その辺については十分町としても考えた中で、安い賃金の中でやれるのであれば、そっちの方向でやっていくべきだというふうに思いますけれども、副町長、その辺の見通しというのはき
--------------------	--

議 副 町 長	ちっと持っているのかどうか。 副町長 安い賃金で多くの労働をとというのはなかなかできない話で、ある程度きれいなものを維持するためには、ある程度の支出というのはやむを得ないのかな、それにしても、効率的できれいで安いのが一番いいわけですから、先ほども申しましたとおり、人の当てはないんですけれども、これかも募集したり、高齢者事業団に再度お願いしながら次年度以降、ただ、最終的にいない場合、今、本当に業者のほうも人いないんですよ。もっと詳しく説明しますと、今、病院に入っている清掃の人たちが一日いっぱいではないんですよ。何時間かしか働いていないから、逆に言うと、そこの人たちが病院の清掃をしながら、あそこも清掃できるという、たまたまそういうところだったものですから受けてもらえたということでございます。なかなかトイレ掃除というのは、入ったときに、前の人が汚くすると非常に苦情が来るということで大変な業務だと思いますけれども、なるべく人探し頑張ってやってまいりたいと思います。
議 議	ほかに、6款農林水産業費から7款商工費まで質疑ありませんか。（ありませんの声あり） それでは、次に、8款土木費から12款公債費まで、ページ数は28ページから32ページまでです。
議 中 山 議 員	1番、中山議員 30ページから31ページになるんですけれども、小学校のほうの校舎の修繕料はちょっと説明していただければいいと思うんですけれども、中学校のほうの修繕料というのは、もう終わって、全部当初の修繕が終了したのかどうかということで、大変中学校なんか、総務のほうで修繕必要というようなことと言われていましたけれども、その辺についての速やかに修繕をなされた

議長 教委事務局長	のかどうかについて説明していただきたいと思います。 教育委員会事務局長 小学校、中学校の修繕につきましては、大きいところはほぼ終わっています。小学校の屋根につきましては、1,900万円ぐらい予算案当初でつけまして、そちらについては終了しております。 ただ、その屋根を修繕する前に雨漏りしておりまして、その3階部分の小学校の天井がぼろぼろになっている状況からちょっと危険だということで、補正で急遽天井を直したいということでございます。ほかは春先に各学校、電気料、電気暖房を使っております、非常に電気代が高くなっておりまして、その分の年度見込みが不足する関係から補正させていただいております。 以上です。（発言する声あり）申しわけありません。中学校の修繕は全て終了しております。
議長 中山議員	1番、中山議員 ということは、中学校の修繕料は全部、予算の中で全部終了したということに私たちは考えてよろしいのかと思う。それと、鶉小学校でたしか雨漏りしていたと思うんですけども、その辺の修繕は終わりましたか。
議長 教委事務局長	教育委員会事務局長 先に、小学校の修繕については、先ほど申し上げましたとおり、ほぼ終わっております。それで、あと鶉小学校の雨漏りにもついてでございますけれども、業者に今見ていただいている状況ですけれども、原因がちょっとまだ究明できていない状況ですので、また別な業者に頼んで原因を調査しようというところで今検討しているところでございます。 以上です。

議 中 山 議 員	長	1 番、中山議員 前に、雪解けによって大変大きな水漏れを起こして、大々的に修繕したという経緯あるんですけども、今回、1 人の業者が発見できなくて、また業者を頼んでやるというのは、そっちのほうの複雑なところが雨漏りしているということに考えていいんですか。そういう中で修繕は多分春になるとまたそういう可能性が出てくるんでないかなと思うんですけども、それについてはいかがですか。
議 教 委 事 務 局 長	長	教育委員会事務局長 につきましては、約 6 年ほどぐらい前に足場を組んで一旦修繕をしている状況ではございます。学校のほうに確認しましたところ、上からの雨ではなく、やませ吹いたときとか、そういう形のときに漏るということで業者の方に入っていただいて状況、どの辺から漏っているかというところを何度かにわたって調べていただいたところではあるんですけども、最初から漏っている原因の箇所が見つけれないということで、再度違う業者で見ていただこうかなと思っているところでございます。
議 只 野 議 員	長	7 番、只野議員 2 8 ページの橋梁長寿命化工事費の 2, 7 4 0 万円の減額について、どのような経緯で減額されたか教えてください。
議 建 設 水 道 課 長	長	建設水道課長 この減額につきましては、今年度国の予算の配分、国の予算配分が当初要望していました 6 0 パーセントしか配分が来なかったことによる事業費の減による歳出の減と。それと、9 ページに歳入、国庫補助金のほうも当初考えていたものから 1, 3 8 4 万 3, 0 0 0 円落ちていますの

		で、それも合わせて減額しております。事業費、国の予算配分が少なかったことによる減額になっております。
		以上です。
議	長	7 番、只野議員
只 野 議 員		この長寿命化の工事、橋梁もまだまだかなりあるんですか、この町内には。
議	長	建設水道課長
建 設 水 道 課 長		今回は城北橋減額なんですけれども、本来であれば、要望したのが今年 1 年間で全部下の塗装とかまでやりたいということで 6, 3 0 0 万円事業費要望していたんですけれども、今回は配分が少なかったので、下の塗装については来年度再度要望して、来年度下の塗装、今年は上のほうですね、ちょうど今どうせ通行どめですので、上のほうの工事を 3 月 2 0 日までの予定で今やっております。
		あと、今後につきましては、今、次の長寿命化やらなければならないやつですね、町のホームページでも公表していますけれども、次は目名橋とか、そのようなところの長寿命化を順次やっていくような形で進めていく予定でございます。
議	長	ほかに、8 款土木費から 1 2 款公債費まで質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 1 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）

議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 1 号平成 3 0 年度厚沢部町一般会計補正予算、原案どおり可決されました。
税 務 財 政 課 長	長	ありがとうございました。
議	長	議事の途中ですが、1 5 時 3 0 分まで休憩します。（1 5 : 1 8）
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。（1 5 : 3 0）
議	長	議事を続行いたします。
議	長	日程第 7 議案第 2 号平成 3 0 年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	長	議案第 2 号の平成 3 0 年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は 4 ページから 9 ページまでです。質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 2 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）

議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第２号平成３０年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
保 健 福 祉 課 長		ありがとうございました。
議	長	日程第８ 議案第３号平成３０年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長		議案第３号の平成３０年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は４ページから７ページまでです。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第３号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第３号平成３０年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
保 健 福 祉 課 長		ありがとうございました。
議	長	日程第９ 議案第４号平成３０年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正予算、議題とします。

議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建設水道課長	長	議案第４号の平成３０年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）の内容について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は４ページから６ページまでです。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第４号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第４号平成３０年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
建設水道課長		ありがとうございました。
議	長	日程第１０ 議案５号平成３０年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建設水道課長	長	議案第５号の平成３０年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）の内容につ

議	長	いて説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は４ページから８ページまでです。質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第５号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第５号平成３０年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
建設水道課長	長	ありがとうございました。
議	長	日程第１１ 議案第６号厚沢部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務政策課長
総務政策課長	長	議案第６号の厚沢部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。

議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 6 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 6 号厚沢部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
総務政策課長	長	ありがとうございました。
議	長	日程第 1 2 議案第 7 号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務政策課長
総務政策課長	長	議案第 7 号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 7 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 7 号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関

総務政策課長	する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議 長	ありがとうございました。
議 長	日程第 13 議案第 8 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。
議 長	議案の説明を求めます。
議 長	総務政策課長
総務政策課長	議案第 8 号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議 長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議 長	質疑を終結します。
議 長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議 長	討論を終結します。
議 長	議案第 8 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
総務政策課長	ありがとうございました。
議 長	日程第 14 議案第 9 号厚沢部町認定こども園条例の制定について議題とします。
議 長	議案の説明を求めます。
議 長	保健福祉課長

保 健 福 祉 課 長	議案第 9 号の厚沢部町認定こども園条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議 長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議 長	7 番、只野議員
只 野 議 員	附則の中で、厚沢部保育所条例の廃止ということなんですけれども、これは建物自体も含んでいる条例ですか。
議 長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	これは厚沢部町内の保育所の条例の廃止ということです。
議 長	7 番、只野議員
只 野 議 員	それでは、これは厚沢部だけの話で、館だとか、そういうのは関係ないですね。
議 長	4 番、浜塚議員
浜 塚 議 員	第 7 条です。保育料の額は厚沢部町子ども・子育て支援法施行細則、27 年附則第 9 号に定める利用者負担額、括弧のことです。町の区域外に居住する場合にあっては、居住する市町村の定める額とあるんですが、これそれぞれ町としては受けるしか、それぞれ居住する市町村、他町村という意味ですね。その額というのは押さえているんですか。
議 長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	これ、他町の方が厚沢部町のほうに通ってくると、そうすると、そちらの町のほうで定めている保育料ありますよね、料金。それを、その額で負担していただくということであります。
議 長	4 番、浜塚議員
浜 塚 議 員	何か、そうしたら町で定めた額、町外の子供は、町で定めた額の負担額を納めてもらうという

議 長 保 健 福 祉 課 長	ことなんですか。 保健福祉課長 今現在、厚沢部町から江差町の幼稚園、そちらのほうに通っている方いらっしゃいますけれども、その場合も、厚沢部町で定められた額、それを負担していただいて、あと国のほうで金額的にこれだけかかるでしょうという金額を定めているんで、その利用者負担と差し引きした分を国・道・町とか、そういうので負担して施設のほうに支払うような形もっております。
議 長 浜 塚 議 員 議 長 保 健 福 祉 課 長	4 番、浜塚議員 最初聞いたのは、他町の定める額等わかっているんですかという質問だったんですが。 保健福祉課長 他町のほうからは、こういうようなことで、うちの町からそちらのほうに入所お願いしますということで、利用料金等もお知らせが来ます。
議 長 議 長 下 川 部 議 員	ほかに質疑ありませんか。 6 番、下川部議員 先ほど浜塚議員言っていた内容と全く同じなんですけれども、他町から厚沢部町に来る、入園するということも想定はしていらっしゃるんですか。
議 長 保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長 こども園になった場合、そういうふうに幼稚園とかの部門、教育認定の子供とかはこちらに来ることもあり得るということで、今この条例にのせております。
議 長 下 川 部 議 員	6 番、下川部議員 今あり得るという前提のもとを言ってしまったよね。厚沢部町は保育料、幼稚園、総合こども

	園のお金かかるじゃないですか。例えば、上ノ国町とか無料でありますと言った自治体が、子供が厚沢部町の保育園に入りたいと言った場合、上ノ国町の料金で無料ということになるんですか、じゃ。
議 長 保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長 その方の保護者の負担料は多分無料になりますけれども、あと、その町、そちらから来る、町からはこちらのほうに料金が入ってくるという形になります。
議 長 下 川 部 議 員	6 番、下川部議員 それ、もしそうなったらのことなんですけれども、それが他町から来て、厚沢部町の保護者の方にとか入った場合、じゃ上ノ国町へ行くわとかならないですかね、何らかの問題が。そういうことまで考えました。
議 長 副 町 長	副町長 前の、今の保育所もできるんですよ。ただし、町と町が協定するという行為がまず最初にあってできるんですよ。何でそういう制度が他町に行ったり来たりすることができるかと言うと、居住地と仕事の場所があるわけです。仕事の場所が近いほうが、いわゆる送り迎えだとかに便利がいい、都合がいい場合には、お互い、町と町が協定して通ってもいいよと。ところが、万度だから受け入れませんとかと、そういうお互いの町と町の協定があると。保護者の負担は先ほど言ったとおり、それは町に払うようになるわけです、その町に。ただし、子供が通っているのは、ほかの町に行っていますので、それは町と町の協定で、その人にかかわる分の協定料の中で、町から負担してもらおうと、その分の経費を負担してもらおうという形をとっています。 ですから、今までと同じ、やるときには必ず、その前段で町と町の契約というか、協定が必要

議 長 議 長 山 崎 議 員 議 長	になってくるということです。 ほかに質疑ありませんか。 9 番、山崎議員 これはこども園の条例なんだけれども、どうも、この認定こども園というイメージ的につかめないんですよ、どうなるんだべという。例えば、幼保だから本当にゼロ歳からでも来るわけでしょう。そのゼロ歳の子供をバスに乗せてよこすんですか。そうじゃないでしょう。だから、そういうふうに本当、内々のところへやるんだと、それが見えてこないんですよ。出たいというのか、何かそれが、どうなるんだというものが。 例えば、私どもは今年にせたな町の認定こども園へ視察に行きました。あそこのときは、土台に幼稚園があったんですよ。幼稚園があって、それが認定こども園ということで一緒になってということだけれども、うちのほうは幼稚園きりなわけですからどうなんだと、幼稚園の子供たちにどういう対応をすると、それがイメージとして湧いてこないんですよ。それ早くにきちっとした形に、私どもに示してほしいんだと思いますよ。 例えば園長さんいますよと、園長さんどこから連れてくるんですか。園長はある程度教育者でなければならないわけでしょう、こうなると。だから、そういうイメージが全然湧いてこないんですよ、どうなんだという。だから、例えばゼロ歳の子供たちが何人いるんですと言って、その子供たちはお母さんが連れてくるのか、あくまでも車で走らせるんで、バスでこういうふうに送迎するということになるのか、ゼロ歳ですよ。そういうようなイメージが全然つかめないんですよ。その辺の内規というか、それきちっとできているんですか、課長。 保健福祉課長
---	--

保 健 福 祉 課 長	この認定こども園につきましては、計画当初から保護者等に、こども園というのはこういうものですよということで、保護者の方たちに都度説明してきたものでありますけれども、こども園、先ほど言っていますように、教育認定の子と、あと保育認定の子、言いかえますと、幼稚園の子供と保育所の子供、この子供たちが同じ部屋に入って、同じ活動をします。ただし、幼稚園のほうは時間帯が短くなります。保育所の方たちは、時間帯が2種類あるんですけれども、8時間保育か標準的には11時間保育と、その間まで保育させることができるんですけれども、この保育活動、教育活動につきましては、その園、その園によって、どのような活動をするかと、そういうようなものが国のほうの指針とかもあるんですけれども、その園によっていろいろ活動取り組みがあるところであります。 それで、厚沢部町においても、どういう保育、どういう教育をしていこうかということで、さんざん保育士先生たちとも協議しながら進めて、ほとんど土台が固まってあります。この中では、理念として、ゆっくり育て、子供一人ひとりが主役、遊びの中から学ぶ、これを理念としまして、方針としましては、厚沢部町の豊かな自然の中で、子供一人ひとりの思いを大切に、遊び体験、人とのかかわりを通して、思いやりと責任感のある自立的な厚沢部っ子を育みますと、そして、この目標、子供たちがどういうふうな人間になるかと、そういうような目標としましては、みずから考えるを育てる知の育成、豊かな心を育てる心の育成、人間性を育てる生きる力の育成、食の感性を育てる食の育成と、こういうような大きく4つの目標を持って、これから子供たちの保育・教育に取り組んでいこうとしております。 先ほどバス云々とおっしゃられておりましたけれども、その幼稚園部門、保育所部門、これらにつきましても、3歳児以上については、鶉、館方面、そちらのほうからはバスで送迎します。
-------------	---

	ただ、3歳未満につきましては、そういう危険性とかの関係から保護者の方にお願ひしますという方針であります。 園長につきましては、幼保連携型こども園でありますと、園長につきましては、保育所でそういう、5年以上だったか、年数を経て経験がある方、そういう方で、町長が認めた方であればなれると、そういうふうに学校の教員だった方でなければ駄目だと、そういうようなことはございません。
議 長 山 崎 議 員	9 番、山崎議員 実際に今度、幼稚園という、保育士さんは幼稚園資格みたいなものが多分あるんだらうと。だけれども、その研修とか全て終了していますか。そして、そういうある程度の資格的なものは十分皆さん習得していると私は思うんですけども、夏にちょっと行ったときには、まだそれまで整備されていなかったよね。きたひやまに、せたな町に行ったときには、うちのほうは、まだそこでいっていないのと云々という話であったんだけど、それはどうですか、その辺。
議 長 保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長 今の保育士さんたちは、ほとんどの方が保育の免許と幼稚園免許、これ両方取得しているんですが、やってきている中で、保育所なものですから、保育のほうばかりやっていたものですから、そういう幼稚園、教育関係のそういう更新しなければ駄目だよということで、昨年、今年といろいろ研修に行かせている次第であります。その中で、1名の方だけが幼稚園の免許を持っていないという方はおります。
議 長 山 崎 議 員	山崎議員、よろしいですか。 早目にちょっと内々のいろいろな構想を出してくださいよ。あなた方と協議しているんでしょ

議 長 保 健 福 祉 課 長 補 佐	う、どういうふうにしてイメージ的にして、認定こども園はどういうカラーでいきたいと思いますとかいろいろあるんでしょう。我々の情報として提供してください、後で。 保健福祉課長補佐 保護者の方には、今現在、１２月１８日まで入園者の募集中です。チラシも入っていますし、それぞれの、今現在保育所に来ている方含め、いろいろなところで募集をしています。きのうから３保育所に説明会として、入園に向けての説明会です。本当に具体的なところですよ。建物はこうなって、こういうふうにして、子供たちはこういうふうで育てたいというのを保育士の先生方が子供たちの写真を川の中に入る、山に駆け回る写真を写しながら保護者の方に、きのう厚沢部保育所で説明をしました。あした鶉保育所、あさって館保育所、保護者の方はイメージがすごく湧いています。それが終わった時点で、３月にもう一度、本当に入るための具体的な説明会をして４月を迎えるということになります。まだ職員体制とかは今煮詰めている状態なので、ほぼほぼ決めています、これから先生の募集とか、採用とかのほうもありますので、その辺はしっかり組み立てております。
議 長 高 田 議 員	３番、高田議員 ちょっとだけ気になるので伺います。 ３歳未満がバスに乗れないということは、当然自分で送迎しなければいけないということです。館、鶉の地区から自分で行かねばならないんなら俺はゆるくないわというようなことで、頭数が減るということというのは考えられないんですか。
議 長 保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長 町内の館、鶉保育所、こちらのほうを統合という形で閉園になります。そうすると、どうして

議 副 町 長	も保育、預けなければならないよという方ありますよね。そういう方はやはりこちらのほうに来ていただくんですけれども、先ほど言ったように、3歳未満の方につきましては、バスについては、ちょっとこれは危険性とかも伴いますので、先生、一人ひとりにつくわけにいかないのです、どうして保護者の方の対応で送迎をお願いしたいと、そういうことでやっております。 副町長 保育所ですから、保育所は両親が働いている、自分で面倒見られない時間があるということで預けますから、ということは、多少遠くなっても預けるということだと思います。 それと、幼稚園については、今、幼稚園厚沢部町にないですよね。今、行っている方は江差町まで連れていっているとか、あゆみの前に迎えのバス来ていますから、そこまでは必ず連れてくるわけでありますから、館、鶉の方で、幼稚園通っている人いるかどうかわかりませんが、あゆみのところまで連れてくるのと、赤沼まで行くのと差ですから、ほとんど差がないということなんで、特に心配はしておりません。
議 中 山 議 員	1 番、中山議員 高田議員の心配するところは十分わかる気がするんですね。こんな例挙げたらおかしいかもしれないけれども、今回の文化祭も佐々木副議長の質問もあったように、文化祭自体が1地区に集中してしまったと、あと館、鶉地区がないと。そして、例えば木間内の奥とか、館の奥からこれまで連れてくるというのは本当に果たして、それを個人の、確かに今副町長言うように、個人の責任でということなんですけれども、何かしら一極集中型になってしまって、在の人が大変な目に遭うという、それでいいのかなという、厚沢部町の中でのあり方というのは、これからだんだんそうなります。そうすると、そっちの遠い方は厚沢部町に移ってきて住まなければ駄目な

議 副 町 長	ような状況になってしまうんでないかなと大変危惧するところですけども、そういうことを町では想定したことあるのかどうか。あくまでも3歳児未満は親の送迎だよということになれば、大変これ、在に育っている子供たちについては負担が大きいなと。やっぱり親が来られないような状況になってしまうんでないかなと、稼げない状況になってしまうんでないかなというふうな、そういう感じしますけれども、副町長、今完全に3歳児未満は親の責任でということですけども、我々心配するのは、在のそういう繁栄が小さくなってしまうんでないかなと大変心配しています。 副町長 確かに距離的には遠いわけです。ただ、その議論というのは、当初認定こども園つくるときに、そういう、最初から全ての子供たちを送迎するということは無理ですという話の中で地域にも入っているし、父母にも説明している。ただ、おっしゃることはよくわかります。私もそっこのほうにいれば、時間的に見ますと、じゃ何分違うんだというと、都会からすると、10分かそこら、館までとか、鶉町までは来ていましたから、そこからとなると、時間的に見ると、10分から15分とか、そういう時間なんでしょうけれども、その分は手間というか、苦勞をかけるところでございますが、話さかのぼって、それぞれ3カ所という話にもなかなか、当然子供の数、あるいは施設の老朽化等を考えますと、そういう結論は出せなかったということで、1カ所でという話でずっと来ているわけでございます。 全部の子供が乗ればいいんですけども、現状、零歳児から2歳児までを乗せるというのは、現実的にバスに乗せるというのは不可能なわけございまして、その辺については、親御さんの苦勞、確かにかかると思いますが、その辺、愛する我が子のために頑張っていただければな
----------------	--

議 長 中山 議員	というふうに思います。 中山議員 副町長言っていることはわかるんですよ、最初からそういうつもりでやってきたんですから。 ただ、親御さんにしてみれば、多分そういう方も出てくるんでないかなという、厚沢部町のほうに移住しなければ通えないというのは。特に、夏期間はいいとして、冬期間のこの吹雪の中、そこが一番心配なところですよ、天気の良いときや大雨のときとか、例えば子供が何かありましたよね、アンケートの中で、子供が病気になって熱出したときどうするんだというようなこともありましたけれども、そういうやっぱり冬場を考えたときは大変心配するなど、孫持っている私にしてみれば、非常にその辺は厳しいなという、ただ、厚沢部町自体の姿勢としては、そういう姿勢であるというふうに理解してもらえればそれでいいのかなというふうに思います。
議 長	ほかに質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議 長	質疑を終結します。
議 長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議 長	討論を終結します。
議 長	議案第9号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認めます。したがって、議案第9号厚沢部町認定こども園条例の制定について、原案どおり可決されました。
保健福祉課 長	ありがとうございました。
議 長	日程第15 議案第10号厚沢部町子ども発達支援センター条例の制定について議題としま

議 長	す。
議 長	議案の説明を求めます。
保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長
	議案第 10 号の厚沢部町子ども発達支援センター条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議 長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議 長	1 番、中山議員
中 山 議 員	課長、この中での対象者ですけれども、対象者が 18 歳未満というようなことで、到達した者で、発達支援センター自体は認定こども園の中で置かれるわけですので、この辺はどういう、山崎さんでないけれども、どういう状況になるのか、18 歳までいてもいいということなのか、それともこのまま、この条文でいくと、18 歳過ぎてもいれるのか、その辺の対象者はどう判断したらいいのか説明していただきたいと思います。
議 長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	この対象者につきましては、そういう心身的に障害がある方とか、疑いのある方、そして、その家族の方、この家族の方に対しても支援を行いますと、そういうのが発達支援センターの仕事でありまして、18 歳というのは高校ですね、高校卒業するときに、まだ社会に出るのが不安だとか、そういう方の家族に対しても支援が行えるように、家族の方、来てよろしいです、相談受けていいですよと、そういうような形で設けた 18 歳に到達した者のうちの継続した発達支援を受ける必要が認められる者ということで掲げたものであります。
	ただ、ほとんどがこども園でありますので、小学校に入るか、入らないか、そのくらいの子供

議長 中山議員	たちがメインだと思われます。 1 番、中山議員 何か町長、すみ分けはどういうふうにこれを判断したら我々はいいんですか。同じ敷地内の中、それから認定こども園の中で生活するわけですよね、一日。そうすると、片や小学校未満の子供たち、それから、片や18歳過ぎてもいるかもしれないという、その判断というのはすごい、どこでどう判断、誰が判断してそれを振り分けるのか。私は、発達支援は小学校に上がる時点で、それでいいのかなと思って判断していたんですけども、今これ見ると、条例見ると、18歳過ぎてもいれるというのは、果たして同じ屋根の下で、それでいいのかなという、大変危惧するんだよね。
議長 保健福祉課長	保健福祉課長 この発達支援センターにつきましては、こども園の中の一部、発達支援室という部屋を設けてあります。ですので、こども園の普通の園児たちが生活というか、居室ありますけれども、そことは別の部屋で、こういう相談とか指導とかを行うことになります。それで、入り口自体も玄関の入り口自体も発達支援のほうには別に入り口を設けていますので、こども園に通う子供と同じ入り口を通るとか、そういうことはないように配慮をしております。
議長 保健福祉課長補佐	保健福祉課長補佐 すみません、少し補足させていただきます。 ここの発達支援センターは、今現在は、やはり就学前の子供がほぼ中心になると思います。まだ学童になってから、今、上ノ国町に通っている子供たちは就学前の子と小学生の放課後でということでは、民間のところに通っております。厚沢部町の子もですね。その子供たちを厚沢部町

議長 中山議員	で発達支援センターをつくったときに、初めての取り組みですので、就学前の子供が中心になると思います。 ただ、そこに通いながら先生と相談をしながら、ずっと経過した子供たちが、じゃ小学校に上がったから、中学校になったから、もう相談は一切受けませんよということではなく、18歳までになる間でも、保護者とか、本人がそこに来て相談とかは可能だよというようなところでの年齢になっていまして、ほぼ就学前の子供が中心になっています。 1番、中山議員 ということは、常駐しているんでなくて、時々そこに相談に来ると、そして、いろいろ親なり、それから、その子供なりが、その中で相談して、生活するというよりも、そういう体験をするという、勉強するというようなことに理解してよろしいのか。そうした場合に、この発達支援センターで、どういう職員体制で、何名くらいを予定した中で、今支援センターを運営しようとしているのか。その辺についてもお知らせ願いたいと。
保健福祉課長補佐	保健福祉課長補佐 ここに通う子供さん方は、その子によっては週に何回とか回数が違ってくると思います。一日中いるというよりは、何時間、1時間なり2時間をここで療育を受けるというような形になると思います。 ただ、こども園に通っている子供たちの中でも、今グレーな子と言ったらあれなんですけれども、ちょっと集団の中よりも数時間は個別でかかわったほうがいいだろうというような子供さんもいますので、そういう子供さんはこっちの療育のほうで、発達支援のほうで、ちょっと個別で対応するとか、そういう自由さがこども園の中にあることで、できるかなというふうに思って

	います。 職員配置は、ここは非常に保護者対応ですとか、子供の発達というところで非常に神経も使いますし、ここの職員は経験を積んだ保育士が当たるというように今想定しているところです。今現在の主任クラスの保育士が担当していくという、それに臨時の方か誰かで2人体制とかでやっていくことを今みんなで検討しているところです。 あとは、専門支援というところでは、外部から、例えば言葉のおくれとかある子供さんもいますので、言葉の先生ですとか、発達支援の函館のほうから専門支援の協力をもらっていきながら、子供さん方も指導する先生方も成長していくというような形になっているかと思います。
議 長 浜 塚 議 員	4 番、浜塚議員 第 6 条であります。今話聞きますと、5 年以上の経験ある主任以上の保育士さんというのが、ここで言う発達支援事業等に必要な職員ということなんですね。 それと、これには料金というのを一切書いていないんですけれども、料金のほうはどういうふうな考えでしょうね、かかるんですか。
議 長 保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長 発達支援センターにつきましては、料金的なもの、近隣町、八雲町とか、知内町とかあるんですが、そちらと同じような体制で、うちらも発達支援センター開くんですけれども、その近隣町につきましても、料金は無料としていることから、厚沢部町でもそういう障害とか発達のおくれのある方に対する支援という意味で無料としたいと思っております。
議 長 議 長	ほかに質疑ありませんか。 9 番、山崎議員

山崎議員	この発達支援もそうなんだけれども、幼稚園の子供たちもそうだけれども、小学校とのかかわりはどのようなお考えでしょうか。例えば、発達障害云々と言っても、例えば入学する以前は、そういういろいろな対応をしますよね、こども園で。だけれども、だと小学生になるわけですから、その辺の私はつなぎというか、それをまたきちっとやらないと、やっぱり教育というのは小学校がやるわけですから、その辺の話し合いというのは、学校との話し合いになれば、教育委員会もそれのかかわり持ってくるんだろうと思うんだけれども、どのような形で考えていますか。
議長 保健福祉課長 補佐	保健福祉課長補佐 非常に山崎さんのおっしゃるとおりで、これからこども園から小学校に上がっていく中での連携というのは非常に大事になってきます。さらに、その上の中学校というところもありますので、そういう連携は今現在も就学前に現在の保育所と小学校と連携を密にしております。その一連の流れのところで、町の保健師も健診等、相談等のかかわっていますので、それぞれの関係者が集まって、必ず引き継ぎ、あるいは小学校に入ってからもしろいろな会議で連携をとるということをしております。それはこども園になって、なおさらやらなければならないことだと思いますので、継続して、そこはしっかりやっていきたいと思っています。
議長 教育長	教育長 一応静かにしていようと思ったんですけれども、今御指摘のとおり、議長からも指示がありましたけれども、幼保、それと幼小中高と一貫した接続のあり方というのが非常に、今あり方というのが非常に今重要視されておまして、今課長補佐からもありましたとおり、連携といいますか、接続ですね、その認定こども園で蓄積した該当の幼児の記録をもってスムーズな接続をす

議 議 議		る。そこには当然医療との連携もあります。診断でありますとか、こういった、その後の育成において、何がどう必要であるかといった教育、それから保育等のしっかりとした接続が必要になってきます、御指摘のとおり。それはこれから教育委員会と保健福祉のほうで煮詰めていかなければなりませんし、そのことについては、先般相談を受けたときに、私のほうでもお話をしているところでもあります。
		この後、設けられるであろう機会はあると思うんですけれども、非常に先ほど来、話、課長並びに課長補佐からありましたが、今現在の保育所の3保育所の保育士の皆さんが非常に一生懸命なんです。ある意味、非常に自分たちが育てた子供、幼児をきちんと小学校のほうで受け入れてもらいたいと。ですから、その研さん、努力でありますとか、取り組み姿勢は非常に見事だと思っています。小学校のほうも、それをどのように接続で受け入れていくかということ小学校のほうもまた、これからしっかりと、密に行っていくという、先ほどの補佐のとおりでありますので、それは説明のとおりです。
		加えて、これからは、その接続のあり方ということに関しては、本当にいろいろな形で、学校のあり方ありますとか、先般皆様のほうにも検討経過、いわゆる新たな学校のあり方ということも模索している最中でございます。視察も行っているところではありますが、そのことを含めて、また後日改めて私のほうからは説明する機会をいただきたいと思います。以上です。
	長 長 長	山崎議員、よろしいですか。（はい、以上ですの声あり） ほかに質疑ありませんか。（ありませんの声あり） 質疑を終結します。

議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１０号、原案どおり決したいと思います。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第１０号厚沢部町子ども発達支援センター条例の制定について、原案どおり可決されました。
保 健 福 祉 課 長		ありがとうございました。
議	長	議事の途中ですが、本日はこれをもって散会します。
議	長	あすは午前１０時より開会いたします。
議	長	本日は御苦勞さまでした。（１６：４０）